

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月23日
【事業年度】	第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03(3582)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	IR広報部長 馬場 濟士
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03(3582)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	IR広報部長 馬場 濟士
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 (さいたま市大宮区下町一丁目55番1号) 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 (横浜市西区花咲町六丁目143番地) 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号) 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 (大阪市北区大淀南一丁目5番10号) 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 (神戸市中央区中山手通三丁目7番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第20期 平成17年3月	第21期 平成18年3月	第22期 平成19年3月	第23期 平成20年3月	第24期 平成21年3月
売上高(百万円)	4,664,513	4,637,657	4,769,387	6,409,726	6,832,307
経常利益(百万円)	270,251	297,842	312,044	362,681	307,586
当期純利益(百万円)	62,583	201,542	210,772	238,702	123,400
純資産額(百万円)	1,498,203	1,762,511	2,024,615	2,154,629	1,624,288
総資産額(百万円)	2,982,056	3,037,378	3,364,663	5,087,214	3,879,803
1株当たり純資産額(円)	781,813.72	919,780.33	204,617.68	216,707.27	162,087.74
1株当たり当期純利益金額(円)	32,089.84	105,084.78	22,001.10	24,916.51	12,880.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	24,916.26	12,879.77
自己資本比率(%)	50.24	58.03	58.26	40.81	40.02
自己資本利益率(%)	4.16	12.36	11.32	11.83	6.80
株価収益率(倍)	37.08	19.70	26.32	20.03	20.33
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	250,839	150,342	435,958	145,030	275,271
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	176,914	26,357	149,692	1,668,634	65,008
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	202,195	48,134	32,634	519,000	217,470
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	829,087	920,141	1,179,522	215,008	167,257
従業員数	32,640	31,476	33,428	47,459	47,977
[外、平均臨時雇用者数](人)	[11,387]	[12,187]	[10,353]	[14,986]	[11,736]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第22期から、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 第20期、第21期、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 平成18年4月1日付をもって1株につき5株の割合で株式分割を行っており、平成18年3月末時点の株価は権利落ち後の株価となっております。従いまして、第21期の株価収益率は1株当たり純資産額等との整合性を図るため、権利落ち後の株価に分割割合を乗じて算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第20期 平成17年3月	第21期 平成18年3月	第22期 平成19年3月	第23期 平成20年3月	第24期 平成21年3月
売上高(百万円)	2,685,948	2,370,645	2,330,453	2,302,704	2,173,552
経常利益(百万円)	194,120	192,830	189,730	177,757	160,200
当期純利益(百万円)	27,030	126,268	132,456	131,145	89,637
資本金(百万円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数(千株)	2,000	2,000	10,000	10,000	10,000
純資産額(百万円)	1,527,787	1,643,098	1,753,067	1,816,727	1,845,443
総資産額(百万円)	2,548,924	2,410,096	2,561,865	2,902,509	2,857,330
1株当たり純資産額(円)	797,300.01	857,497.63	182,990.92	189,616.56	192,595.36
1株当たり配当額(円) (うち、1株当たり中間配当額 (円))	13,000 (5,000)	16,000 (7,000)	4,000 (1,800)	4,800 (2,200)	5,400 (2,600)
1株当たり当期純利益金額(円)	13,836.11	65,839.28	13,826.19	13,689.35	9,356.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	13,689.21	9,355.78
自己資本比率(%)	59.9	68.2	68.4	62.6	64.6
自己資本利益率(%)	1.75	7.96	7.80	7.35	4.90
株価収益率(倍)	86.01	31.44	41.88	36.45	27.99
配当性向(%)	94.0	24.3	28.9	35.1	57.7
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	10,124 [1,257]	8,855 [1,285]	8,930 [1,195]	8,999 [1,209]	8,908 [1,164]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第22期から、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 第20期、第21期、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第20期の当社の1株当たり配当額13,000円は、会社設立20周年記念配当1,000円を含んでおります。
5. 平成18年4月1日付をもって1株につき5株の割合で株式分割を行っており、平成18年3月末時点の株価は権利落ち後の株価となっております。従いまして、第21期の株価収益率は1株当たり純資産額等との整合性を図るため、権利落ち後の株価に分割割合を乗じて算定しております。

2【沿革】

(1) 株式会社移行の経緯

当社の前身となる日本専売公社（以下「公社」という。）は、「国の専売事業の健全にして能率的な実施に当たることを目的」として、昭和24年6月1日に設立され、たばこ専売制度等の実施主体として、たばこの安定的提供と財政収入の確保に貢献する等の役割を果たしてまいりました。

しかし、昭和50年代に入り、成年人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題の高まり等のため、需要の伸びが鈍化し、販売数量はほぼ横這いで推移するに至り、このような傾向はさらに続くものと予想され、需要の構造的変化としてとらえざるを得ない状況と考えられました。また、外国たばこ企業に対する実質的な市場開放が進展し、国内市場における内外製品間の競争が展開される中で、たばこ専売制度の枠内では対応困難な諸外国からの市場開放要請の強まり、さらに、国内における公社制度に対する改革動向の中で、昭和56年3月臨時行政調査会が発足し、同調査会の第3次答申（昭和57年7月30日）において、専売制度、公社制度に対する抜本的な改革が提言されました。

これを受けて政府は、制度全体の見直しを進め、

- ・たばこの輸入自由化を図るためたばこ専売法を廃止するとともに、新たにたばこ事業に関し所要の調整を図るためのたばこ事業法の制定
- ・たばこの輸入自由化の下、国内市場において外国たばこ企業と対等に競争していく必要があることから、日本専売公社法を廃止するとともに、公社を合理的企業経営が最大限可能な株式会社に改組し、必要最小限の公的規制を規定する日本たばこ産業株式会社法の制定

を中心とするいわゆる専売改革関連法として法案化し、これら法律案は、第101回国会において、昭和59年8月3日成立し、同年8月10日に公布されました。

当社設立前の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
昭和24年6月	日本専売公社設立
昭和32年7月	国産初のフィルター付製造たばこ「ホープ(10)」発売
昭和38年2月	製造たばこの販売店配送等を目的とする東京たばこ配送(株)を設立 その後昭和47年3月までの間に関西、中部、九州及び北海道たばこ配送(株)を設立して全国体制整備
昭和48年1月	研究開発体制の充実・強化を図るため、中央研究所を横浜市に建設し、東京都より移転
昭和52年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため宇都宮・茂木両工場を廃止し、北関東工場を設置
昭和54年9月	たばこ製造の近代化、効率化のため磐田工場を廃止し、東海工場を設置
昭和57年7月	専売改革を含む臨時行政調査会第3次答申
昭和57年9月	たばこ製造の近代化、効率化のため京都・茨木・高槻3工場を廃止し、関西工場を設置
昭和59年4月	製造たばこの輸出を目的とする日本たばこインターナショナル(株)を設立
昭和59年8月	「専売改革関連法案」成立(8月10日公布)

(2) 当社設立後の状況

当社は、日本たばこ産業株式会社法(昭和59年8月10日法律第69号)に基づき、昭和60年4月1日に公社財産の全額出資により設立されました。当社は設立に際し、公社の一切の権利義務を承継しました。

当社設立後の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
昭和60年4月	日本たばこ産業株式会社設立
昭和60年4月	新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設置 その後平成2年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等の事業部を設置
昭和61年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため福岡・鳥栖両工場を廃止し、北九州工場を設置 その後平成8年6月までの間にたばこ製造体制の合理化のため9たばこ工場を廃止
昭和63年10月	コミュニケーション・ネーム「JT」を導入
平成3年7月	新本社ビル建設のため、本社を東京都港区から東京都品川区に移転
平成5年9月	医薬事業研究開発体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置
平成6年10月	政府保有株式の第一次売出し(394,276株) 東京、大阪、名古屋の各証券取引所市場第一部に株式を上場
平成6年11月	京都、広島、福岡、新潟、札幌の各証券取引所に株式を上場
平成7年5月	本社を東京都品川区から東京都港区に移転
平成8年6月	政府保有株式の第二次売出し(272,390株)
平成9年4月	塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了 たばこ共済年金を厚生年金に統合
平成10年4月	(株)ユニマットコーポレーションと清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結 その後、同社の発行済株式の過半数を取得
平成10年12月	鳥居薬品(株)の発行済株式の過半数を、公開買付により取得
平成11年5月	米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得
平成11年7月	旭フーズ(株)など子会社8社を含む旭化成工業(株)の食品事業を取得
平成11年10月	鳥居薬品(株)との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プロモーション機能を鳥居薬品(株)に統合
平成15年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、仙台・名古屋・橋本工場を閉鎖
平成15年10月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得(45,800株)
平成16年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、広島・府中・松山・那覇工場を閉鎖
平成16年6月	政府保有株式の第三次売出し(289,334株)により政府の保有義務が及ばない株式についての売却が完了
平成16年11月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得(38,184株)
平成17年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、上田・函館・高崎・高松・徳島・臼杵・鹿児島・都城工場を閉鎖
平成17年4月	マールポロ製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の終了
平成19年4月	英国法上の買収手続きであるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国のGallaher Group Plcの発行済株式を取得
平成20年1月	(株)加ト吉株式を公開買付により取得
平成21年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、金沢工場を閉鎖

3【事業の内容】

当社と、連結子会社274社、持分法適用関連会社22社から構成される当社グループが営んでいる主な事業内容、各関係会社等の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、次の5区分は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

〔国内たばこ事業〕

当該事業につきましては、製造たばこの製造、販売を行っております。

当社が製造、販売を行い、TSネットワーク(株)が当社製品の配送及び外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の流通業務を行っております。また、日本フィルター工業(株)等が材料品の製造を行っております。

（主な関係会社）

TSネットワーク(株)、ジェイティ物流(株)、日本フィルター工業(株)、富士フレーバー(株)、ジェイティエンジニアリング(株)
その他連結子会社14社、持分法適用関連会社2社

〔海外たばこ事業〕

当該事業につきましては、製造、販売を統括する JT International S.A. を中核として、製造たばこの製造、販売を行っております。

（主な関係会社）

JT International S.A.、JTI-Macdonald Corp.、LLC Petro、JT International Germany GmbH、JTI Tüt ün
Urunleri Sanayi A.S.、Gallaher Ltd.、Austria Tabak GmbH、Liggett-Ducat CJSC
その他連結子会社186社、持分法適用関連会社6社

〔医薬事業〕

当該事業につきましては、医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っております。

主に当社が研究開発を行い、鳥居薬品(株)が製造、販売・プロモーション業務（当社製品を含む）を行っております。

（主な関係会社）

鳥居薬品(株)、ジェイティファーマアライアンス(株)、Akros Pharma Inc.
その他連結子会社1社

〔食品事業〕

当該事業につきましては、清涼飲料水、加工食品、調味料の製造、販売等を行っております。

飲料事業におきましては、当社が商品開発を行い、ジェイティ飲料(株)、(株)ジャパンビバレッジ等が販売を行っております。また、加工食品事業、調味料事業におきましては、(株)加ト吉等が製造、販売等を行っております。

（主な関係会社）

ジェイティ飲料(株)、(株)ジャパンビバレッジ、(株)加ト吉
その他連結子会社43社、持分法適用関連会社11社

（注）平成20年7月、食品事業における事業再編を実施いたしました。具体的には、当社が担う加工食品事業及び調味料事業を(株)加ト吉に集約し、また、ジェイティフーズ(株)を含む関係会社について、株式譲渡等により(株)加ト吉に集約いたしました。飲料事業については、引き続き商品開発等のメーカー機能を当社が担い、ジェイティフーズ(株)の飲料事業にかかる販売機能は、新設のジェイティ飲料(株)に移管いたしました。

〔その他事業〕

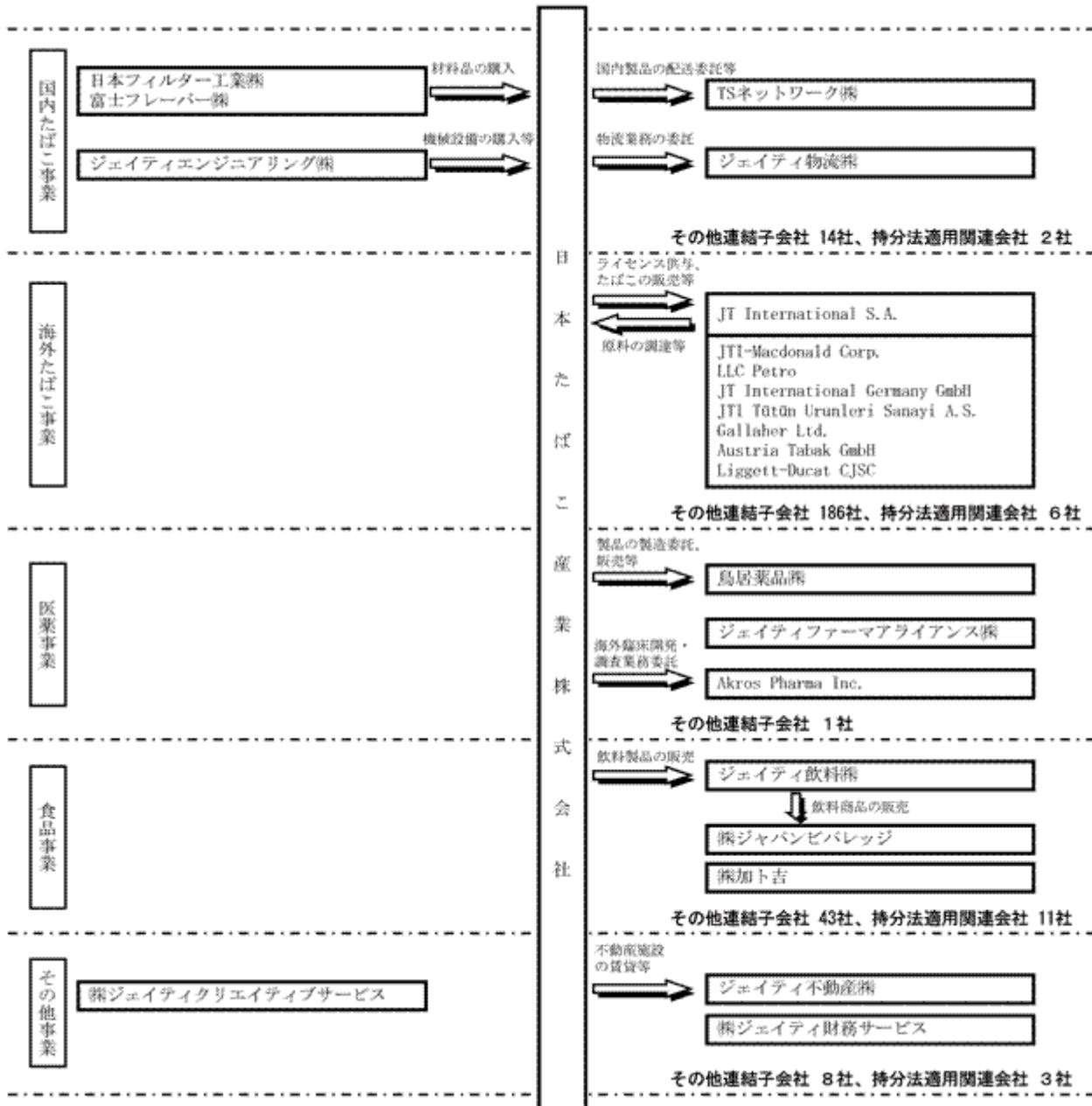
不動産事業につきましては、不動産施設の賃貸及び運営等を行っております。その他に、各種製品の製造、販売や当社グループ全般に対してサービスの提供を行う関係会社があります。

〔主な関係会社〕

ジェイティ不動産㈱、㈱ジェイティ財務サービス、㈱ジェイティクリエイティブサービス
 その他連結子会社 8 社、持分法適用関連会社 3 社

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。

(平成21年3月31日現在)



(注) 連結子会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
(連結子会社)274社 TSネットワーク㈱ 1	東京都 台東区	460	国内 たばこ	74.5	-	有	-	製造たばこの配 送業務等の委託	有
ジェイティ物流㈱	東京都 渋谷区	207	国内 たばこ	100.0	-	有	-	製造たばこ、原 材料の運送委託	有
日本フィルター工業㈱ 2	東京都 渋谷区	461	国内 たばこ	86.8	-	有	-	製造たばこ用 フィルターの購 入	有
富士フレーバー㈱	東京都 羽村市	196	国内 たばこ	100.0	-	有	-	製造たばこ用香 料の購入	有
ジェイティエンジニアリング ㈱	東京都 墨田区	200	国内 たばこ	100.0	-	有	-	機械設備の購入 等	有
JT International S.A. 2	スイス	千CHF 1,215,425	海外 たばこ	100.0 (100.0)	有	-	-	ライセンス供 与、製造たばこ の販売等	-
JTI-Macdonald Corp. 2	カナダ	千CAD 124,996	海外 たばこ	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
LLC Petro	ロシア	千RUB 328,439	海外 たばこ	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
JT International Germany GmbH	ドイツ	千EUR 54,706	海外 たばこ	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
JTI Tütü n Urunleri Sanayi A.S. 2	トルコ	千TRY 148,824	海外 たばこ	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
JT International Holding B.V. 2	オランダ	千EUR 1,380,018	海外 たばこ	100.0 (100.0)	有	有	-	-	-
JTI(UK)MANAGEMENT LTD 2	イギリス	千GBP 5,345,917	海外 たばこ	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
Gallaher Group Ltd. 2	イギリス	千GBP 65,858	海外 たばこ	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
Gallaher Ltd. 1、2	イギリス	千GBP 170,696	海外 たばこ	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
Austria Tabak GmbH 2	オーストリア	千EUR 175,934	海外 たばこ	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
Liggett-Ducat CJSC	ロシア	千RUB 260,365	海外 たばこ	100.0 (100.0)	-	-	-	-	-
鳥居薬品㈱ 3	東京都 中央区	5,190	医薬	54.5	-	有	-	製品の製造委 託、販売等	有
ジェイティファーマアライア ンス㈱	東京都 港区	360	医薬	100.0	有	有	-	-	有

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等 当社 役員	当社 従業員	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
Akros Pharma Inc.	アメリカ	千USD 1	医薬	100.0 (100.0)	-	有	-	海外臨床開発・ 調査業務委託	-
ジェイティ飲料(株)	東京都 品川区	90	食品	100.0	-	有	-	清涼飲料の販売 委託等	有
(株)ジャパンピバレッジ 2	東京都 新宿区	10,471	食品	66.7	-	-	-	ジェイティ飲料 (株)を通じた清涼 飲料水の販売	有
(株)加ト吉 2	香川県 観音寺市	47,502	食品	100.0	有	有	有	-	有
ジェイティ不動産(株)	東京都 渋谷区	450	その他	100.0	-	有	-	不動産施設の賃 貸等	有
(株)ジェイティ財務サービス	東京都 大田区	160	その他	100.0	-	有	-	各種機器のリース等	有
(株)ジェイティクリエイティブ サービス	東京都 大田区	200	その他	100.0	-	有	-	事務用諸物品の 購入等	有
JT Europe Holding B.V. 2	オランダ	千EUR 1,380,018	その他	100.0	-	有	-	-	-
その他248社 2、3									
(持分法適用関連会社)22社 3									

(注) 1. 「事業内容」には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権に対する所有割合」の()内は、間接所有割合を表示(内書)しております。

3. 「役員の兼任等」には、当社との兼任及び当社からの出向を含んでおります。

4. 決算日が12月31日の海外子会社については、平成20年12月31日現在の状況を記載しております。

5. 1: TSネットワーク(株)及びGallaher Ltd.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

名称	主要な損益情報等(百万円)				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
TSネットワーク(株)	1,158,254	7,504	4,228	36,411	148,592

名称	主要な損益情報等(千GBP)				
	売上高	税金等調整前 当期純利益	当期純利益	純資産額	総資産額
Gallaher Ltd.	4,015,582	632,219	434,225	1,530,412	6,041,820

6. 2: 特定子会社に該当しております。なお、その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は次のとおりです。

(連結子会社)

JT Canada LLC Inc.、JT Canada LLC II Inc.、Gallaher Capital Ltd.、Gallaher Europe Finance、Harrigan Ltd.、Gallaher AF Luxembourg S. à r.l.、Gallaher Luxembourg Overseas Finance S. à r.l.、Gallaher Benelux Limited、Gallaher Investments Luxembourg S. à r.l.、Gallaher Investment Finance S. à r.l.、Gallaher Finance

7. 3: 有価証券報告書を提出しております。なお、その他に含まれる会社のうち有価証券報告書を提出している会社は次のとおりです。

(連結子会社)

ケイエス冷凍食品(株)、(株)グリーンフーズ

(持分法適用関連会社)

(株)ハブ

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成21年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
国内たばこ事業	11,281 [4,005]
海外たばこ事業	23,227 [674]
医薬事業	1,616 [93]
食品事業	10,975 [6,817]
その他事業	429 [147]
提出会社の全社共通業務	449 [0]
合計	47,977 [11,736]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外書で記載しております。
 2. 決算日が12月31日の海外子会社については、平成20年12月31日現在の従業員数により算定しております。
 3. 提出会社の全社共通業務は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。

(2) 提出会社の状況

(平成21年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
8,908 [1,164]	42.6	21.6	8,742,219

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外書で記載しております。
 2. 従業員数は、契約社員(89人)、退職者(82人)、当社への出向者(71人)を含み、当社からの出向者及び退職を前提とする長期休暇取得者(計1,151人)は含んでおりません。
 3. 平均勤続年数には、旧日本専売公社における勤続年数を含んでおります。
 4. 平均年間給与(税込)は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには主要な労働組合として、全日本たばこ産業労働組合が組織されており、日本食品関連産業労働組合総連合会(フード連合)に所属し、上部団体として、日本労働組合総連合会(連合)、国際食品関連産業労働組合連合会(IUF)に加入しております。

また、労使関係につきましては良好であり特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における世界経済は、下半期に入り、世界的な金融危機が实体经济へ波及する中、米国、欧州はもとより、アジアにおいても景気の後退が深刻化しました。わが国の経済につきましても、世界的な景気後退の影響が波及し、企業収益の大幅な減少や雇用情勢の急速な悪化等、厳しい状況となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画「JT2008」に沿った施策を着実に実行し、将来に亘る持続的な成長の実現に向け取り組んでまいりました。具体的には、海外たばこ事業における平成19年4月のGallaher及び食品事業における平成20年1月の加ト吉グループの買収等、積極的な外部資源の獲得により事業基盤の拡大を図ることができました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前年度比4,225億円増収の6兆8,323億円（前年度比6.6%増）となりました。営業利益は前年度比667億円減益の3,638億円（前年度比15.5%減）となりました。経常利益は前年度比550億円減益の3,075億円（前年度比15.2%減）となりました。当期純利益は、前年度比1,153億円減益の1,234億円（前年度比48.3%減）となりました。

なお、海外たばこ事業に区分した連結子会社の決算日は12月31日であり、平成20年1～12月の業績を当連結会計年度の業績としております。平成19年4月18日に買収を完了したGallaherの前年度の業績につきましては、8.4ヶ月分の業績を含めております。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核として位置づけております。国内市場における総需要の減少、競合他社との競争激化により、事業環境は一層厳しさを増しております。当社といたしましては、トップライン成長に向けて、既存ブランドの必要な刷新・強化に加え、効果的な新製品の投入を行うとともに、生産性の向上につきましても、不断の取り組みを行っております。なお、業界各団体と共に進めてまいりました成人識別自動販売機の導入につきましては、平成20年3月よりエリア別に順次稼働を開始し、7月に全国稼働しております。

当連結会計年度においては、中核ブランドであるマイルドセブン・ファミリーを中心に既存ブランドの育成や新製品投入に注力し、ブランド価値の向上に努めました。具体的には、前年度から取り組んでいるマイルドセブン・ファミリーのキャンペーンを引き続き実施するとともに、平成21年2月に発売40周年を迎えた「セブンスター」のキャンペーンを実施する等、積極的な販売促進活動を行っております。新製品については、「ピアニッシュモ・フラン・メンソール・ワン」（D-spec製品）、「セラム・アラスカ・メンソール」、「セブンスター・ブラック・インパクト」等を発売いたしました。また、地域別に順次発売していた「マイルドセブン・インパクト・ワン・100's・ボックス」を全国発売し、地域限定で発売していた「セブンスター・ライト・メンソール」を全国拡販しております。加えて、セブンスター・ファミリーの一部製品について、デザイン及び名称等を変更するとともに、マイルドセブン・ファミリーのメンソール製品2銘柄について「アクア・メンソール」を製品名に組み入れ、デザインを変更しております。

なお、地域限定で販売していた「キャビン・ローストブレンド・100's・ボックス」を平成21年4月上旬より全国拡販しており、6月上旬より「マイルドセブン・100's・ボックス」及び「マイルドセブン・ライト・100's・ボックス」を全国発売しております。また、「セブンスター・ブラック・チャコールメンソール・ボックス」を8月上旬より全国発売する予定です。

当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、総需要の減少により、前年度に対し78億本減少し、1,599億本（注）（前年度比4.7%減）となりました。シェアについては、積極的な販売促進活動の実施や新製品の投入等により、65.1%（前年度比0.2ポイント増）となり、2期連続でのシェア増加を達成しました。また、千本当税売上高は4,057円となりました。

この結果、売上高は、販売数量の減少により、前年度比1,619億円減収の3兆2,004億円（前年度比4.8%減）、営業利益は、販売数量の減少に加え、販売促進費の増加等により、前年度比340億円減益の1,882億円（前年度比15.3%減）となりました。

また、当連結会計年度における国内で生産した紙巻たばこの数量は、1,826億本（前年度比2.6%減）となりました。

（注）国内たばこ事業の販売数量には、当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当連結会計年度における販売数量36億本があります。

〔海外たばこ事業〕

海外たばこ事業につきましては、トップライン成長に努め、当社グループの利益成長の牽引役としての役割をさらに拡大させております。また、Gallaherとの事業統合において、トップラインシナジーの追求に取り組むとともに、コストダウンシナジーの創出に向けた取り組みも着実に進めております。

また、ブランド・ポートフォリオの根幹を支える「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソプラニー」「グラマー」の8ブランドをグローバル・フラッグシップ・ブランド（以下「GFB」）とし、これらGFBを中心に、トップライン成長の機会を積極的に追求しております。

当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、「ウィンストン」がロシア、トルコ、ウクライナ、スペインで、「キャメル」がイタリア、ロシア、スペインで、「マイルドセブン」が韓国、台湾、ロシア、マレーシアで順調に伸びていること等により、前年度に対し667億本増加し、4,523億本（前年度比17.3%増）となりました。なお、GFBの販売数量は、2,455億本となりました。

この結果、販売数量の増加及びGallaher業績の通期化寄与により、売上高は、前年度比4,783億円増収の3兆1,183億円（前年度比18.1%増）、営業利益は、のれん償却費用の計上により、前年度比305億円減益の1,747億円（前年度比14.9%減）となりました。

また、当連結会計年度における海外で生産した紙巻たばこの数量は、4,052億本（前年度比15.9%増）となりました。

当連結会計年度の為替レートにつきましては1 USドル = 103.48円、前連結会計年度の為替レートにつきましては1 USドル = 117.85円です。

〔医薬事業〕

医薬事業につきましては、将来における柱事業を目指し、事業価値増大の早期実現に向け、臨床開発品の着実なステージアップと研究開発パイプラインの充実に努めております。

開発状況としましては、肥満症治療薬「JTT-553」、C型肝炎治療薬「JTK-652」、高尿酸血症治療薬「JTT-552」、糖尿病治療薬「JTT-651」の開発を中止しましたが、抗HIV薬「JTK-656」、高リン血症治療薬「JTT-751」の臨床試験段階への移行により、自社開発品9品目が臨床試験の段階にあります。

また、導出・導入機会の戦略的な探索にも引き続き取り組んでおります。平成20年9月には、当社が開発を進めてきた経口骨粗鬆症治療薬「JTT-305」について、日本を除く全世界での独占的開発・商業化権を米国メルク社へ導出することに関するライセンス契約を締結いたしました。

子会社鳥居薬品㈱につきましては、抗HIV薬「ツルバダ錠」、尋常性乾癬治療剤「ドボネックス軟膏」、外用抗真菌薬「ゼフナート」及び外用副腎皮質ホルモン剤「アンテベート」等の売上高は伸張しましたが、肝臓疾患用剤・アレルギー用薬「強力ネオミノファーゲンシー」の販売を平成20年3月末で終了したこと及び平成20年4月より実施の薬価改定や後発医薬品の使用促進策の影響により蛋白分解酵素阻害剤「注射用フサン」の売上高が減少したことから減収となりました。なお、東レ㈱と当社及び鳥居薬品㈱が、3社で共同開発し、東レ㈱が平成21年1月に国内における製造販売承認を取得した、血液透析患者における経口そう痒症改善剤「レミッチカプセル」について、平成21年3月より鳥居薬品㈱が販売を開始いたしました。

この結果、鳥居薬品㈱における減収等があったものの、経口骨粗鬆症治療薬「JTT-305」の導出一時金収入及び平成16年10月にロシュ社へ導出した脂質異常症治療薬「JTT-705」の開発の進展に伴うマイルストーン収入等により、売上高は前年度比76億円増収の567億円（前年度比15.7%増）、営業利益は10億円（前年度は96億円の営業損失）となりました。

〔食品事業〕

食品事業につきましては、当社グループの柱事業として、飲料事業、加工食品事業、調味料事業の3分野に注力しており、最高水準の安全管理に向けた取り組みを推進するとともに、将来の成長に向けた事業基盤の更なる強化に努めております。

飲料事業におきましては、自動販売機オペレーターである子会社㈱ジャパンビバレッジを中心とした着実な拡大を図るとともに、基幹ブランドである「ルーツ」を中心に、差別化を徹底的に追求した新製品等を積極的に開発・投入いたしました。

加工食品事業におきましては、農薬混入事件等の影響により冷凍食品の販売が低迷しました。当社グループとしましては、安全管理の徹底・改善をグループ丸となって推し進めており、国内及び中国の検査センターでの輸入冷凍食品の農薬検査の実施や、原材料情報等の積極的な開示等に取り組むとともに、当社の「食の安全に関するアドバイザー」である外部専門家からの助言を得て、一層の食の安全性の確立に取り組み、お客様からの信頼を得ることができるよう努めております。

調味料事業におきましては、当社独自の技術を活用した高核酸酵母エキス等の天然調味料の開発・販路拡大に取り組むとともに、平成20年4月に子会社とした富士食品工業㈱との間での原料調達、製造、販売における経営資

源の相互補完的な活用を通じて、更なる基盤強化に努めております。

また、加工食品事業及び調味料事業につきましては、子会社(株)加ト吉を中心とした事業推進体制への再編を実施し、品質管理、研究開発ならびに調達から販売までの各機能を集約・統合いたしました。加えて、中核分野に注力するための必要な取り組みを進めており、事業基盤の更なる強化に努めております。

この結果、売上高は、加工食品事業における農薬混入事件等の影響に伴う売上の減少、飲料事業における天候影響及び競争激化に伴う売上の減少に加えて、昨今の急激な景気後退による消費低迷の影響を受けたものの、加ト吉グループの連結等により、前年度比995億円増収の4,359億円（前年度比29.6%増）となりました。一方、利益面については、経費の増加、原材料価格の高騰及び加ト吉グループ連結に伴うのれん償却の影響等により、営業損失は114億円（前年度は6億円の営業利益）となりました。

〔その他事業〕

その他事業につきましては、売上高は前年度比11億円減収の207億円（前年度比5.1%減）、営業利益は、前年度比7億円減益の96億円（前年度比7.2%減）となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりです。

〔日本〕

当連結会計年度の日本における売上高は、食品事業における加ト吉グループ業績の通期化寄与等があったものの、国内たばこ事業における販売数量の減少により、前年度比397億円減収の3兆6,720億円（前年度比1.1%減）となりました。また、営業利益につきましては、国内たばこ事業における販売数量の減少に加え、加ト吉グループののれん償却費用の通期化影響等により、前年度比359億円減益の1,864億円（前年度比16.1%減）となりました。

〔西欧〕

当連結会計年度の西欧における売上高は、海外たばこ事業において、販売単価の高いイギリス、アイルランド等において大きなシェアを持つ Gallaher 業績の通期化寄与等により、前年度比3,592億円増収の2兆380億円（前年度比21.4%増）となったものの、のれん償却費用の計上等により、営業損失は241億円（前年度は559億円の営業利益）となりました。

〔その他〕

当連結会計年度のその他の地域における売上高は、海外たばこ事業において、ロシア、トルコ等において販売が好調に推移したこと等により、前年度比1,030億円増収の1兆1,222億円（前年度比10.1%増）、営業利益につきましては、前年度比482億円増益の1,996億円（前年度比31.9%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースでの現金及び現金同等物は、前年度末に比べ477億円減少し、1,672億円となりました（前年度末残高2,150億円）。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、2,752億円の収入（前年度は1,450億円の収入）となりました。これは、事業量の拡大に伴う運転資本の増加があるものの、Gallaher の通期化寄与を含め、たばこ事業による安定したキャッシュ・フローの創出があったこと等によるものです。なお、国内たばこ事業に係るたばこ税の支払額につきましては、金融機関の休日の影響から、前年度は13ヶ月分、当連結会計年度は12ヶ月分となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、650億円の支出（前年度は1兆6,686億円の支出）となりました。これは、(株)加ト吉株式の追加取得及び富士食品工業(株)の株式取得があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、2,174億円の支出（前年度は5,190億円の収入）となりました。これは、主に配当金の支払に加え、海外子会社における社債の償還及び借入金の返済による支出等があったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業、その他事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「1.業績等の概要」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社は、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値をお客様に提供するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させるため、平成23年度までの3年間についての中期経営計画「JT-11」を策定いたしました。

「JT-11」では、「今後想定される様々な環境変化を見据え、将来に亘る持続的な成長を可能とするために、将来に向けた投資と不断の業務改善の実践を通じ、力強い事業モメンタムを確たるものにしていく」ことをテーマとしております。

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核と位置づけております。国内市場における総需要の減少により、競合他社との競争は今後さらに激化する見通しであり、当社といたしましては、環境変化を見据え、主要ブランドを中心にブランド・エクイティの維持、向上に努め、強靱なブランド・ポートフォリオの構築に努めるとともに、重要販路における露出強化、営業力・組織力の強化に取り組み、競合他社との競争優位性を確保してまいります。加えて、お客様満足度の最大化に向けた付加価値、品質の更なる向上に向けた取り組みも実施してまいります。また、不確実性の高い事業環境に適応可能かつコスト効率性の高い事業運営体制の構築に努めてまいります。なお、たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会実現に向けた取り組みも引き続き実施してまいります。

海外たばこ事業につきましては、当社グループの利益成長の牽引役としての役割を果たし続けるべく、GFBへの継続的集中、卓越したブランドの構築及び育成による販売数量の伸張と単価の改善による質の高いトップライン成長の実現に取り組んでまいります。併せて、将来性のある市場の育成を含め、収益基盤の拡充を図るとともに、更なる事業基盤の強化に向けた積極的な投資を実施してまいります。

また、世界保健機関（WHO）による「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、欧州連合（EU）及びその他各国におけるたばこに対する諸規制の動きに対しましても、引き続き適切な対応を図ってまいります。

医薬事業につきましては、後期開発品の充実、研究開発パイプラインの強化に注力し、引き続き、国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築、オリジナル新薬を通じての存在感の確保に努めてまいります。このため、後期開発を含む臨床開発力の強化、創薬研究力の更なる向上に努めるとともに、早期の事業価値実現に向けた、戦略的な導出入機会の探索及び提携先との連携強化についても取り組んでまいります。

食品事業につきましては、飲料事業、加工食品事業、調味料事業の3分野に注力し、最高水準の安全管理に向けた取り組みを推進するとともに、将来の飛躍的な成長に向けた事業基盤の更なる強化を図ってまいります。飲料事業につきましては、基幹ブランド「ルーツ」の更なる強化や効率性の追求による強固な収益基盤の確立に努めてまいります。加工食品事業及び調味料事業につきましては、加ト吉グループにおいて、統合シナジーの追求、注力分野への戦力の集中及び一体感の更なる醸成を図ることで、事業基盤の強化に努めてまいります。

環境保全活動や社会貢献活動につきましても、当社グループが事業活動を行うすべての国や地域において、企業活動と環境との調和を図り、社会と共生する「良き企業市民」を目指す観点から、環境負荷低減、地域貢献活動、植林／森林保全活動、青少年育成活動等に積極的に取り組んでまいります。

配当につきましては、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、中期的には連結配当性向30%（のれんの償却影響を除く）を目指し、引き続き安定的・継続的に配当の向上に努めてまいります。内部留保資金につきましては、その用途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得、有利子負債の圧縮等に備え充実を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、当該事項は当連結会計年度末において判断したものです。

(1) 当社グループの事業及び収益構造並びに経営方針に係る事項

国内たばこ事業への依存度について

現状においては、当社グループの主要な事業セグメントは国内たばこ事業であり、当社グループの売上高及び営業利益に相当程度貢献しております。当連結会計年度における国内たばこ事業の売上高（当社が国内で製造販売したものの（ライセンスに基づくものを含む）、当社グループ会社が国内で卸売販売したものの（競合他社製品で利益率の低い製品を含む）及び当社が中国・香港・マカオ市場で販売したものの合計を指します。）は、当社グループの売上高の46.8%、営業利益の51.7%を占めております。当社グループの国内たばこ事業が何らかの悪影響を受けた場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります（詳細については、下記(2)をご参照ください。）。

事業拡大について

当社グループは、医薬事業、食品事業が将来において業績に貢献するものと考えており、これらの事業に対する投資を行う予定ですが、かかる投資が期待されるリターンをもたらすという保証はありません。

当社グループは、海外たばこ事業における RJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業の買収、Gallaher の買収及び食品事業における懶加ト吉の買収をはじめとして、事業の拡大に向け、積極的に外部の経営資源を獲得してまいりました。当社グループは、事業基盤をさらに強化するために、他企業の買収、他企業への出資、他企業との提携及び協力体制構築等の検討を行い、その結果、将来の当社グループの業績に貢献すると判断した場合には、これらを実行することもあり得ます。しかしながら、これらの実行の結果、当社グループの期待する成果が得られない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、買収に伴い発生した相当額ののれんを連結貸借対照表に計上しており、海外たばこ事業におけるのれんの金額は、当連結会計年度末時点において、連結総資産の36.1%を占めております。当社グループは、当該のれんにつきまして、それぞれの事業価値及び事業統合による将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られない場合、減損損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、海外における事業については、為替変動、法令や規則の変更、政情不安、経済動向の不確実性、現地における労使関係、税制・関税等の変更、商慣習の相違その他のリスクに直面する可能性があります。

外国為替の変動による影響について

当社は円表示で連結財務諸表を作成しておりますが、海外の当社グループ会社は日本円以外の外国通貨で財務諸表を作成しております。従って、海外の当社グループ会社の業績、資産及び負債は、当社の連結財務諸表の作成時において日本円に換算され、円表示で当社の連結財務諸表に記載されることになるため、当該当社グループ会社が決算に使用する外国通貨の日本円に対する為替の変動による影響を受けることになります。特に、当社グループの海外たばこ事業の拡大に伴い、その寄与分につき、為替の変動が、連結財務諸表に重大な影響を与える可能性があります。海外たばこ事業の決算を連結するJT International Holding B.V.（当社のオランダにおける連結子会社、以下「JTIH」）が決算に使用する通貨は米国ドルですが、同社は世界各国に存在する連結子会社又は関連会社を通じて事業を行っており、それらの中には米国ドル以外の通貨により決算を行っているものがあります。このため、外国為替の変動に伴う換算影響には日本円とJTIHが連結決算に使用する通貨である米国ドルの間の為替変動だけでなく、当該米国ドルと、同社の連結子会社又は関連会社が決算に使用するその他の通貨の間の為替変動も含むことになります。

なお、当社が外貨建てで株式等を取得した海外の当社グループ会社について清算、売却、重大な価値の減額等の事由が発生した場合、当社の連結財務諸表において当該会社に対する投資の損益が計上され、かかる損益は当該株式等の取得に使用した外国通貨と日本円の間の変動の影響を受けます。

また、当社グループの国際取引の相当程度は日本円以外の通貨でなされており、当社及び当社グループ会社の所在する国の現地通貨により当該取引が行われる場合を除き、かかる取引は外国為替の影響を受けます。当社グループは取引による為替リスクの一部をヘッジしておりますが、かかるヘッジにより当社グループの為替リスクを完全に回避することはできず、為替の動向が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの国内たばこ事業、海外たばこ事業に係る事項

たばこ需要の減少について

国内たばこ市場における紙巻たばこの総需要は、高齢化の進展、喫煙と健康に関する意識の高まり、喫煙をめぐる規制の強化等を背景に、減少傾向が続いており、当社はかかる減少傾向は継続するものと予測しております。海外たばこ市場においても需要の動向は地域によって変動はあるものの、経済環境、地域状況等により減少する可能性があります。

国内又は海外においてたばこ需要が減少した場合、当社グループの国内たばこ事業、海外たばこ事業における売上高が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

競合他社との競争について

当社グループは、国内外のたばこ市場においてフィリップモリス・インターナショナル社及びブリティッシュアメリカンタバコ社といった競合他社と熾烈な競争を行っております。

国内のたばこ市場においては、昭和60年の製造たばこの輸入に関する規制の自由化及び昭和62年の輸入紙巻たばこの関税の無税化以降、喫煙者の嗜好の多様化、競合他社の積極的な販売促進活動等により、競合他社との競争は著しく高まってきております。

海外のたばこ市場においては、当社グループは主として RJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業の買収、Gallaher の買収を通じて当社グループの事業の拡大を行いました。これら買収の結果として、海外の市場において、当社グループはフィリップモリス・インターナショナル社やブリティッシュアメリカンタバコ社のようなグローバルにたばこ事業を展開する企業及びそれぞれの地域において強みを持つ企業との間で、より広範囲にわたって競合関係にあります。

国内及び海外のたばこ市場におけるシェアは、当社グループ及び他社の新製品の投入及びそれらに伴う特別の販売促進活動等の一時的要因によって短期的に変動することがあるほか、競合、価格戦略、喫煙者の嗜好の変化、ブランド力又は各市場における経済情勢その他の多数の要因に影響されて変動いたします。当社グループがこれらの諸要因によりたばこ市場におけるシェアを低下させた場合、又は市場シェアの減少に対抗すべく採用した施策（費用の増加を含む）によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国産葉たばこの価格変動について

当社は、国内において製造する製造たばこの原料として、外国産葉たばこを約6割使用しており、一方、当社グループが海外において製造する製造たばこの原料については、現時点において外国産葉たばこを使用しております。外国産葉たばこの価格の変動は、競合他社とともに当社グループの営業利益にも直接的な影響を与えます（国内産葉たばこの買入れ等については、下記(4) をご参照ください。）。

たばこに課せられる税金について

国内において製造され又は販売される製造たばこには、たばこの本数を基準とする国たばこ税、地方たばこ税及びたばこ特別税並びに価格を基準とする消費税等が課せられます。また、政府はその予算審議において毎年租税政策を見直しております（詳細については、下記(4) をご参照ください。）。海外においても、製造たばこは課税対象であり、その課税の対象・根拠・課税標準等は地域によって異なっております。

当社は国内及び海外においてたばこに課せられる税又はその税率等に関する増加又は変更を予測することはできません。

国内又は海外におけるたばこに課せられる税金の増税は、これに対応してたばこの小売定価の値上げを行えば、たばこ需要の減退や低価格製品への需要の移行を促す可能性があり、かかる値上げを行わなければ、国内たばこ事業、海外たばこ事業の収益構造の悪化をもたらす、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

国内及び海外における製造たばこに対する規制について

たばこ事業法、関連法令及び業界自主規準は国内における製造たばこの販売及び販売促進活動に関する規制を設けており、この規制には広告活動や製造たばこの包装に製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促す文言を表示することも含まれております。平成15年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言等の見直しが行われ、平成17年7月以降、全ての国内向け製造たばこが改正後の規則に従って販売されております。また、財務大臣は、たばこ事業法に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を示しており、同指針は平成16年3月、より厳格な内容に改正されました（詳細については、下記(4)

の脚注2をご参照ください。)。社団法人日本たばこ協会も広告及び販売促進活動等に関する自主規準を設けており、当社を含む会員各社は、これを遵守しております。さらに、近年、国内においてレストランやオフィスビルを含む公共の場所等における喫煙が制限されるケースが増加してきましたが、受動喫煙防止に関する努力義務を規定した健康増進法や「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の見直し等により、こうした動向はさらに加速してきております。当社はこのような規制は今後も増加していくものと予測しております。

当社グループが製造たばこを販売している海外市場でも、製造たばこの販売活動、マーケティング及び喫煙に関する規制が増加する傾向にあります。例えば、欧州連合（EU）による製造たばこに関する指令が平成13年7月に公布され、この指令はEU加盟国にタール、ニコチン、一酸化炭素の量、個装及び外包に記載される警告表示、個装に記載される成分、並びに「マイルド」、「ライト」等の形容的表示に関し、EU加盟国の法律、規則及び行政規定をEU全体で調和することを求めています。また、世界保健機関（WHO）において喫煙の広がり継続的かつ実質的な抑制を目的とする「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が平成15年5月に開催された第56回世界保健総会にて採択され、平成17年2月に発効しました。なお、日本政府は平成16年6月に当該条約を受諾しています。当該条約には、たばこ需要減少のための価格及び課税措置についての条項、たばこ需要減少のための非価格措置についての条項（具体的内容として、たばこ製品の包装及び表示に関する規制、たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制等について規定されています。）、たばこの供給削減に関する措置についての条項（具体的内容として、未成年者へのたばこの販売の禁止等について規定されています。）等が含まれております。この条約の各締約国においては、たばこ規制戦略、計画及びプログラムを策定し、実施し、定期的に更新し、再検討することが、条約上の一般的義務とされていますが、当該国における具体的規制の内容・範囲・方法等は各国の法制化の内容によって最終的に定まることとなり、必ずしも一義的ではありません。また、上記の他に、喫煙についての公的又は公的でない制限も多くの海外市場で一般に広がっております。

将来における販売活動、マーケティング及び喫煙に関する法律、規則及び業界のガイドラインの正確な内容を予測することはできませんが、当社は当社グループが製品を販売する国内又は海外において上記のような規制又は新たな規制（地方自治体による規制を含む）が広がっていくものと予測しております。

当社グループとしては、たばこに関する適切かつ合理的な規制については支持する姿勢ではありますが、上記のようなたばこに関する規制の強化は、たばこに対する需要の減少や、新たな規制に対応するための費用等の要因を通じて、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

「マイルド」、「ライト」等の形容的表示の禁止

平成13年7月に公布された上記EUの製造たばこに関する指令では、「マイルド」、「ライト」等の形容的表示の使用を禁止する規制を実施するよう加盟国に要求しております。その後、加盟国による規制の法制化が進んだことから、当社グループはEU域内における「マイルドセブン」ブランド製品の販売を中止し、その他のたばこ製品につきましては「マイルド」、「ライト」等の禁止された表示を含まないものへの変更を行っております。

また、WHOの「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においても、「マイルド」、「ライト」等の形容的表示を規制する条項があります。この条項においては、条約発効後3年以内に、締約国はその国内法に従い、特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が少ないとの誤った印象を与える用語等（これらには「マイルド」、「ライト」等といった用語を含めることができます。）を含む、たばこ製品の特徴等に誤った印象を与える方法により、たばこ製品の販売を促進しないよう、効果的な措置を採択及び実施するものとされております。

各国が行う立法の内容によっては、EU域内以外の市場においても上記のEUの製造たばこに関する指令の場合と同様の事態が発生する可能性があり、かかる場合には、「マイルドセブン」ブランド製品に匹敵又は相応する新たなブランドを構築するのに多額の費用と時間を要するのみならず、その結果としてこれらと同様の価値と訴求力を有するブランドを構築できる保証はなく、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、日本国内においては、平成15年11月のたばこ事業法施行規則改正により、全ての国内向け製造たばこについて、「マイルド」、「ライト」等の用語を使用する場合には、平成17年7月以降、所要の措置を講じております。当社グループは、上記規則に従って今後とも「マイルド」、「ライト」等の用語を国内で使用する予定です（詳細については、下記(4)の脚注2をご参照ください。）。

訴訟等について

国内及び海外における喫煙と健康問題関連の訴訟について

当社グループは、国内及び海外において、喫煙と健康の問題に関連する訴訟の被告となっております。日本においては当社を被告とする訴訟が、当連結会計年度末において2件係属中です（東京地方裁判所と横浜地方裁判所にそれぞれ係属中。）。

海外における喫煙健康問題関連訴訟については、政府機関による医療費返還訴訟及び個人又は集団による損害賠償請求訴訟があり、当社グループを被告とする訴訟、又は当社が RJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業を買収したことに伴い当社が責任を負担するものを合せて、当連結会計年度末において20件存在しております。

なお、上記の喫煙健康問題関連訴訟には、カナダにおいて当社グループを含むたばこメーカーに対して提起された、ブリテッシュ・コロンビア州政府による医療費返還請求訴訟、2件の集団訴訟（ケベック州）が含まれております。ブリテッシュ・コロンビア州政府の医療費返還請求訴訟では、当該請求の根拠である州法“Tobacco Damages and Health Care Recovery Costs Act”についてカナダ連邦最高裁判所が合憲の判決を下し、平成20年3月にはニューブランズウィック州が同様の訴訟を提起しておりますが、いずれの訴訟においても実質審理が開始されておらず、当社グループ等の責任について実質的な判断がなされたものではありません。また、ケベック州の2件の集団訴訟では、第一審において原告の集団適格が認められましたが、これらの訴訟も実質審理が開始されておらず、当社グループ等の責任について実質的な判断がなされたものではありません。当社グループとしては、これらに適時適切に対処していく所存です。

当社は、将来においてもさらにこのような喫煙と健康問題関連の訴訟が提起される可能性があるものと考えております。

当社は係争中の又は将来の訴訟がどのような結果になるのか予測することはできませんが、これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、賠償責任を負うこと等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、これらの訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度の低下、喫煙と健康に対する関心の高まり、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する多くの類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担を強いられりすること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

その他

たばこ製品については密輸及び偽造が広範囲にわたり行われており、たばこ業界全体が直面している主要な問題の一つとなっているところです。これに関し、カナダ政府がカナダへのたばこの密輸に関連して被ったと主張する損害の賠償を求めて当社及び当社グループ会社等を被告として提訴した訴訟や、カナダのケベック州税庁が、たばこ密輸に関連して当社グループ会社に対し、たばこ税及び加算税の課税通知を行い、当該課税通知に対して当社グループ会社が課税処分の無効確認を求めて提起した訴訟があります。これらの訴訟については、平成11年における当社と RJR ナビスコ社との買収時の契約に基づき、当社グループが何らかの損害及び費用を負担した場合には、売り手側である RJR ナビスコ社（現レイノルズアメリカン社他）に求償できる権利があると考えています。

当社グループとしては、密輸等の不正取引に関与しておらず、密輸に関連するとされる訴訟において、今後とも適切に対処してまいります。

さらに、密輸に関連するものではありませんが、ロシアの税務当局から課税通知を受けた当社グループ会社が当該課税通知の無効を裁判所に訴えている訴訟もあります。なお、平成16年7月に当社グループ会社のロシア現地法人 JTI Marketing & Sales 社（以下「M&S 社」）が約24億ルーブル（約69億円）の課税通知の無効を訴えた訴訟については、平成20年10月にロシアの最高仲裁裁判所の決定により、M&S 社の勝訴が確定しました。

また、当社子会社である Gallaher Group Ltd.（旧 Gallaher Group Plc）及び Gallaher Ltd.（以下これらを併せて「Gallaher 社等」といいます。）に対し、当社による買収以前の Gallaher 社等における英国でのたばこ製品小売価格にかかる競争法違反の疑いがあるとして、平成20年4月、英国公正取引庁（Office of Fair Trading）から、「違反行為告知書（Statement of Objections）」が発出されたところですが、同年7月、当社及び Gallaher 社等は、関係法令、事実関係等を総合的に勘案した結果、英国公正取引庁との間で、制裁金として約93百万英ポンド（約130億円）を支払うこと等を含む早期解決に向けた合意にいたしました。

当社グループは、Gallaher Group Plc（現 Gallaher Group Ltd.）の買収に伴い実施した会計処理において負債計上しております。本件合意では、英国公正取引庁の調査への協力が求められており、当該調査終了後、Gallaher 社等に対する制裁金についても、最終的に決定される予定です。

本件合意の対象となった事案は、当社による買収前の Gallaher 社等における行為ではありますが、今回の英国公正取引庁からの指摘を重く受け取るとともに、今後とも、コンプライアンス体制の一層の強化に努めてまいります。

以上のとおり、喫煙と健康問題関連の訴訟以外にも、当社グループにとって望ましくない結果になった場合に当社グループの業績又は製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性のある訴訟等が、当社グループを当事者として係属しており、また、今後とも係属する可能性があります。

(3) たばこ事業以外の事業に係る事項

医薬事業に係る事項

当社グループの医薬事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができないリスク（なお当社はこれまで独自に創製した医薬品を上市したことはありません。）
- ・医薬品の研究開発に長期の時間及び多大な研究開発費を要するリスク
- ・当社グループが研究開発中の臨床開発品目につき、当社グループ若しくは当社グループの共同開発先・導出先（ライセンサー）等が存在する場合はそれらの判断により、又は何らかの内部的若しくは外的要因により、研究開発を中止することとなるリスク
- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができたとしても、研究開発費用がその医薬品から生じる売上高を上回るリスク
- ・当社グループが特定の医薬品に依存するリスク
- ・当社グループが医薬品を効率的かつ大量に製造することができないリスク
- ・当社グループの医薬品が事業上成功したとしても国内及び海外の競合他社の製品や政府による価格の引き下げ指示等によってその成功が覆されるリスク
- ・他社の開発医薬品のライセンス及び販売に依存するリスク
- ・重要な原材料の一部を特定の外部の供給元に依存するリスク
- ・当社グループの医薬品の品質又は情報提供に何らかの問題が生じた場合に製造物責任等の請求を受けるリスク及び販売中止になるリスク
- ・特許その他の知的財産権に関する訴訟等により業績が影響を受けるリスク
- ・研究開発段階から新薬発売後まで広範な規制を受けるリスク
- ・研究開発又は販売における提携先の努力に一部依存するリスク
- ・放射性物質その他の危険物の使用又は管理に関し、当該危険物が環境を害する等の社会的又は法的問題が発生するリスク

食品事業に係る事項

当社グループの食品事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループの開発する食品製品が消費者の嗜好に合致せず、また、商品寿命が短期で終了するリスク
- ・食品製品の原材料価格の変動（為替変動によるものを含む）により当社グループの損益が変動するリスク
- ・食品製品の売上が天候の影響を受けるリスク
- ・食品製品の調達、製造、販売等について国内及び海外の規制を受けるリスク（規制に対応するための諸コストの増加のリスクを含む）
- ・当社グループが当社グループよりも広い販売網、優れた開発能力又は豊富な経験を有する他の大規模な製造者に對抗することができないリスク
- ・当社グループが効率的なマーケティングを行えないリスク
- ・当社グループが、効率的、安定的かつ効果的な方法で食品製品を自ら製造し又は外部に製造委託できないリスク
- ・当社グループが飲料製品の製造の大部分を国内の外部委託先に製造委託し、これらに依存しているリスク
- ・当社グループの食品製品の品質に何らかの問題が生じた場合に、製造物責任等の請求を受ける、又は当該製品及び当社グループのブランド・イメージが損われるリスク

(4) 上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

日本国政府及び財務大臣との関係等について

日本国政府は日本たばこ産業株式会社法（以下「JT法」）に基づいて、当社の成立のときに政府に無償譲渡された当社の株式の総数の2分の1以上に当たり、かつ、当社の発行済株式総数の3分の1を超える株式を保有し続けることとされており、当連結会計年度末において、当社の発行済株式総数の50.01%を保有しております。

また、財務大臣はJT法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。なお、JT法上、当社の営む事業の範囲は、「製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業及びこれに附随する事業のほか、当社の目的を達成するために必要な事業」とされており、かつ、「当社の目的を達成するために必要な事業」については財務大臣の認可を受ける必要があります。したがって、現在認可を受けている事業の範囲を超えて新たな事業を営もうとする際には、財務大臣の認可が必要になります（詳細については、下記 をご参照ください。 ）。

葉たばこの買入れ等について

当社の国内産葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」の意見を尊重することとされています（詳細については、下記 をご参照ください。）。他の多くの国内農産物と同様に国内産葉たばこの生産費は外国産葉たばこの生産費に比して高いため、国内産葉たばこ（再乾燥前）の買入価格も、外国産葉たばこ（再乾燥済み）に対し約4倍割高となっております。

提出会社の事業に係る法律関連事項等

たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）

	内容
1. 目的	この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。(第1条)
2. 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ	(1) 日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)は、国内産の葉たばこの買入れを行おうとする場合は、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しようとする者(以下「耕作者」という。)とたばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。(第3条) (2) 会社は、契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。 (3) 会社は、契約を締結しようとするときは、たばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重するものとする。(第4条及び第7条) (4) 葉たばこ審議会は、葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。 (5) 会社は、たばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳をたばこ耕作組合中央会(以下「中央会」という。)の意見を聴いて定め、その範囲内において耕作者と契約を締結するものとする。(第5条) (6) たばこ耕作組合の組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格等の基本的事項の約定を委託したときは、会社は、中央会と当該基本的事項を約定するものとするとともに、当該約定は、会社と当該耕作者との間で締結される契約の一部とみなす。(第6条)
3. 製造たばこの製造	(1) 製造たばこは、会社でなければ製造してはならない。(第8条) (2) 会社は、その製造する製造たばこの品目別倉出価格の最高額について、財務大臣の認可を受けなければならない。(第9条) (3) 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努めるものとする。(第10条)
4. 製造たばこの販売	(1) 自ら輸入した製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者(以下「特定販売業者」という。)に関し、必要な規定が設けられている。(第11条～第19条) (2) 製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者に関し、必要な規定が設けられている。(第20条及び第21条) (3) 製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の許可を受けなければならないものとし、当該許可及び当該許可を受けた者(以下「小売販売業者」という。)に関し、必要な規定が設けられている。(第22条～第32条) (4) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入する製造たばこを販売しようとするときは、当分の間、その品目毎の小売定価を定め、財務大臣の認可を受け、また、これを変更しようとするときも同様に認可を受けなければならないものとし、これらの認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき等を除き認可しなければならないとする等、当該認可に関し、必要な規定が設けられている。(第33条～第35条) (5) 小売販売業者は、財務大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない。(第36条)
	内容
5. その他	(1) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入した製造たばこを販売する時までに、消費者に対し製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を表示しなければならない。(第39条) (2) 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止等に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならないものとし、財務大臣は、広告を行う者に対し、必要な措置を行うことができる。(第40条)

(注) 1. いわゆる定価制度を当分の間維持するとは、明治37年以来、定価制がとられ、一定の流通秩序が形成され、定着してきていることから、これを一挙に廃止した場合の流通秩序の混乱を避けるための措置であると承知しております。

なお、たばこはいわゆる公共財・サービスとは異なる嗜好品であり、輸入自由化等に伴い完全に自由化され

た流通市場におきましては、会社も特定販売業者も各々が独自の経営判断に基づいて、財務大臣に対する申請価格を定めております。

また、小売定価の認可に関し、財務省からは、次のような考え方が示されております。

「たばこの小売定価については、たばこ事業法において、小売定価の認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認められるとき、又は倉出価格（国産品）若しくは輸入価格（輸入品）に照らして不当に低いと認められるときには例外的に認可しないことができるとされており、このような場合でない限り認可しなければならないとされ、このたばこ事業法の趣旨に基づき認可を行っているところである。」

2. 平成15年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言の見直しが行われました。改正された同施行規則では、注意文言は、直接喫煙（肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫）に関する4種類の文言と、妊婦と喫煙、受動喫煙、喫煙への依存及び未成年者の喫煙に関する4種類の文言の計8種類の文言とすること、直接喫煙に関する4種類の文言とそれ以外の4種類の文言のうち、それぞれ1つ以上を選び、たばこ包装の「主要な面」に一つずつ表示し、これらの文言が年間を通じて品目及び包装ごとに概ね均等に表示されるようにすること、これらの文言の表示場所については、それぞれ「主要な面」の面積の30%以上を占める部分とすること等が規定されています。

加えて、「マイルド」、「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないため、それらの用語は健康に及ぼす影響が他のたばここと比べて小さいことを意味するものではない旨を明らかにする文言をそれらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならないとの規定が設けられています。平成17年7月1日から、製造たばこの販売に際しては、これらの規定に従っております。

また、平成16年3月、財務省は、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を改正しました。改正後の同指針は、屋外におけるたばこ製品の広告（ポスター・看板等）は原則として行わないこととするほか、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項を含んでいます。

日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）

	内容
1. 会社の目的	日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第1条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的とする株式会社とする。(第1条)
2. 株式	<p>政府は、常時、日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)の成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の2分の1以上に当たる株式を保有していなければならない。(第2条第1項)</p> <p>前項に規定する株式については、株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率(2以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率)を乗じて得た数をもって、その株式の数とする。(第2条第2項)</p> <p>政府が前2項の規定により保有する株式は、会社の発行済株式の総数の3分の1を超えるものでなければならない。(第2条第3項)</p> <p>会社が発行する株式若しくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式(自己株式を除く。)、新株予約権(自己新株予約権を除く。若しくは新株予約権付社債(自己新株予約権付社債を除く。))を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。(第2条第4項)</p> <p>政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。(第3条)</p>
3. 事業の範囲	<p>会社は、上記1に記載の目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>(1) 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業</p> <p>(2) 前号の事業に附帯する事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業</p> <p>なお、会社は上記(3)に掲げる事業を営もうとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。(第5条)</p>
4. 監督	<p>(1) 会社の取締役、執行役及び監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。(第7条)</p> <p>(2) 会社の定款の変更、剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、分割又は解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。(第8条)</p> <p>(3) 会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。(第9条)</p> <p>(4) 会社は、毎事業年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。(第10条)</p> <p>(5) 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡しようとする等のときは、財務大臣の認可を受けなければならない。(第11条)</p> <p>(6) 財務大臣は、この法律及びたばこ事業法の定めるところに従い会社を監督するものとし、これらの法律を施行するため、必要な措置をとることができる。(第12条及び第13条)</p>

たばこ税に係る法律(たばこ特別税を含む)

	内容			
	国たばこ税	たばこ特別税	地方たばこ税	
1. 税目(注)1.	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税 (都に準用)	市町村たばこ税 (特別区に準用)
2. 納税義務者(注)2.	製造たばこの製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者		製造たばこを小売販売業者に売り渡す製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	
3. 課税標準(注)3.	製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数(紙巻たばこ以外は所定の本数換算)		小売業者への売渡しに係る製造たばこの本数(紙巻たばこ以外は所定の本数換算)	
4. 税率(注)4.	千本につき3,552円	千本につき820円	千本につき1,074円	千本につき3,298円
旧三級品 (注)5.	千本につき1,686円	千本につき389円	千本につき511円	千本につき1,564円
5. 申告納付(注)6.	製造たばこの製造者については毎月分を移出した月の翌月末日までに申告納付し、保税地域から引き取る者については引き取る時までに申告納付		道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該道府県に申告納付	市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該市町村に申告納付

(注)1. たばこ税法第3条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第4条並びに地方税法第1条第2項、第4条及び第5条

2. たばこ税法第4条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第5条並びに地方税法第74条の2第1項及び第465条第1項

3. たばこ税法第10条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第7条並びに地方税法第74条の4及び第467条
4. たばこ税法第11条第1項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第1項、地方税法第74条の5及び第468条
5. たばこ税法附則第2条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第2項、地方税法附則第12条の2及び附則第30条の2
6. たばこ税法第17条～第20条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第12条並びに地方税法第74条の10及び第473条
7. 「4. 税率」に関して
旧三級品とは昭和60年4月1日に廃止された製造たばこ定価法に規定する紙巻たばこ三級品であった製造たばこで、同法廃止の時にける品目と同一のものをいいますが、当分の間、上記の税率が適用されることとされておりす。
8. () 高負担の個別物品税が課せられているたばこに係る税制については、一般的には、各年度の政府の予算編成の中で税制改正の一環として検討が行なわれ、税制の改正を行なおうとする場合には、税制調査会等の審議を通じて政府としての方針決定後、立法院での審議・議決を経て決定されることとなります。なお、政府としての方針が決定されるに当たっては、国たばこ税については、税制改正大綱が閣議に報告された後、税制改正要綱として閣議決定された上で、法律案が確定され、また、地方たばこ税については、予算編成における地方財政対策の策定の中で方針が決定された後、法律案が確定されます。
() 昭和60年4月の専売納付金制度からたばこ消費税制度に移行後、たばこに係る税制改正は、次頁のとおりです。

[たばこ税制をめぐる主な動きと当社の対応]

年月	項目	内容	当社の対応
昭和61年 5月	昭和61年度税制改正	1,000本当たり900円に相当する増税が行われました。	増税額相当分の定価改定を行いました。
平成元年 4月	平成元年度税制改正	消費税導入に伴い、たばこ消費税の名称をたばこ税に改めるとともに、課税方式が従量税に一本化されました。	基本的に定価改定の必要はありませんでした。
平成 9年 4月	平成 9年度税制改正	[地方税法改正] 地方たばこ税について道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
		[消費税法改正] 消費税率が 3% から 5% へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄について 1箱 10円の値上げを行いました。
平成10年12月	平成10年度税制改正	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律が制定され、たばこ特別税が導入されました。	基本的に 1本 1円の値上げを行いました。
平成11年 5月	平成11年度税制改正	[租税特別措置法及び地方税法改正] たばこ税から道府県たばこ税、市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
平成15年 7月	平成15年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり820円の増税が行われました。	概ね 1本 1円程度の値上げを行いました。
平成18年 7月	平成18年度税制改正	所得税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり852円の増税が行われました。	全銘柄について増税額相当分を価格転嫁するとともに、一部銘柄については、増税額相当分以上の値上げを行いました。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

研究開発活動は、主として当社のたばこ中央研究所、医薬総合研究所等で推進しており、研究開発スタッフは約730名で行っております。

当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発費は、472億円となっており、事業の種類別セグメントの研究目的、研究開発費等は次のとおりです。

なお、上記研究開発費には、当社コーポレート部門で行っている各セグメントに属さない基礎研究（植物バイオテクノロジー関連の研究等）に係る研究開発費6億円を含んでおります。

(1) 国内及び海外たばこ事業

当社グループの研究開発機能最適化の観点から、主として当社が担い、当社のたばこ中央研究所、葉たばこ研究所を中心に、お客様のニーズにマッチした新製品開発を意欲的に推進するとともに、葉たばこ生産から原料加工、香料、材料、製造工程に至るまで、幅広く技術開発を進め、商品価値向上とコスト低減に努めております。

国内たばこ事業に係る研究開発費は177億円、海外たばこ事業に係る研究開発費は38億円です。

(2) 医薬事業

国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築を目指し、主に糖・脂質代謝、ウイルス、免疫・炎症、骨の領域で医薬品の研究開発を行っており、当社の医薬総合研究所を中心に、研究開発を進めております。

開発状況としては、自社開発品9品目が臨床試験の段階にあります。

当該事業に係る研究開発費は238億円です。

(3) 食品事業

当社グループの食品開発センターを中心として、お客様のニーズ及び飲食シーンに応じた清涼飲料水、加工食品、調味料の開発を行っております。

当該事業に係る研究開発費は11億円です。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたっては、連結会計年度末における資産・負債及び連結会計年度の収益・費用の数値に影響を与える事項について、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、それらに対して継続して評価を行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

売上高

国内たばこ事業における総需要の減少に伴う販売数量の減少、海外子会社を連結する際の邦貨換算レートのマイナス影響等があったものの、海外たばこ事業における販売数量の増加、Gallaher及び加ト吉グループ業績の通期化寄与等により、売上高は前年度比4,225億円増収の6兆8,323億円（前年度比6.6%増）となりました。

売上原価

国内たばこ事業における販売数量の減少はあるものの、Gallaher及び加ト吉グループ業績の通期化影響等により、売上原価は、5兆5,543億円（前年度比6.2%増）となりました。

販売費及び一般管理費

会計基準の変更に伴う海外たばこ事業におけるのれん償却費用の計上、加ト吉グループののれん償却費用の通期化影響等により、販売費及び一般管理費は、9,141億円（前年度比21.8%増）となりました。

営業利益

国内たばこ事業における販売数量の減少に伴う営業利益の減少に加え、会計基準の変更に伴う海外たばこ事業におけるのれん償却費用の計上、加ト吉グループののれん償却費用の通期化影響等により、営業利益は前年度比667億円減益の3,638億円（前年度比15.5%減）となりました。

経常利益

Gallaher買収に伴い増加した借入金に係る支払利息の通期化影響があったものの、為替差損の減少等から、営業外損益は116億円改善いたしました。しかしながら、営業利益の減少を受け、経常利益は前年度比550億円減益の3,075億円（前年度比15.2%減）となりました。

当期純利益

固定資産売却益の減少、廃止社宅等の取壊し撤去費用を含む関連損失の発生、海外たばこ事業において、フィリピン市場におけるライセンスビジネスの事業構造を変更したことに伴う費用及び加ト吉グループにおける事業体制の再編に向けた費用の計上等により、税金等調整前当期純利益は前年度比1,104億円減益の2,621億円（前年度比29.6%減）となりました。また、税金費用の算定の対象とならないのれん償却費用の影響等により、法人税等調整後の当期純利益は、前年度比1,153億円減益の1,234億円（前年度比48.3%減）となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い並びに配当及び法人税の支払い等に資金を充当しております。

資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入及び長期社債の発行により、必要とする資金を調達しております。

キャッシュ・フロー

当連結会計年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは2,752億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは650億円の支出及び財務活動によるキャッシュ・フローは2,174億円の支出となり、換算差額及び連結範囲の変更に伴う増減額を調整すると、当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前年度末に比べ477億円減少し、1,672億円となりました（前年度末残高2,150億円）。

資金の流動性について

資金の流動性につきましては、手元流動性の確保とともに、コミットメント・ライン等の設定を行うなど、代替調達手段を備えております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、全体で1,342億円の設備投資を実施しました。

国内たばこ事業につきましては、製品製造工程の合理化、製品多様化に対応した需給対応機能の強化、新製品対応等に伴う投資を中心に465億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、生産能力増強等のため597億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、生産・研究設備の充実等のため34億円の設備投資を行いました。食品事業につきましては、生産・営業設備の強化等のため232億円の設備投資を行いました。その他事業につきましては、11億円の設備投資を行いました。

なお、設備投資に関する所要資金については自己資金を充当しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

（平成21年3月31日現在）

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、器 具及び 備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
北関東工場 (栃木県宇都宮市) 2	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	149	2,062	4,111	15,142	216	21,532	348
東海工場 (静岡県磐田市) 2	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	223	2,308	3,491	6,362	186	12,349	295
関西工場 (京都市伏見区)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	116	5,827	6,196	12,442	231	24,698	454
九州工場 (福岡県筑紫野市)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	165	4,041	2,684	4,490	182	11,399	234
その他10工場 (各市区町村) 2	国内たばこ 事業	主にたばこ 製造設備	1,010	5,276	14,359	14,203	607	34,447	1,167
たばこ中央研究所 (横浜市青葉区) 2	国内たばこ 事業	研究開発設備	34	641	2,654	33	1,111	4,441	124
医薬総合研究所 (大阪府高槻市)	医薬事業	研究開発設備	94	2,722	12,218	40	1,240	16,222	540
本社 (東京都港区)	会社全般の 管理業務	その他設備	7	21,486	20,940	104	2,101	44,633	1,405
支店(25支店) (各市区町村)	国内たばこ 事業 (管理業務を 含む)	その他設備等	76	4,677	4,899	1,303	14,825	25,706	988

(2) 国内子会社

(平成21年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、器 具及び 備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
TSネットワーク㈱ 本社他32物流基地等 (本社・東京都台東区) 2	国内たばこ 事業	物流設備	19	624	3,655	1,507	588	6,374	1,348
日本フィルター工業㈱ 本社他5工場等 (本社・東京都渋谷区) 1	国内たばこ 事業	材料製造設備	167	2,236	4,431	7,354	334	14,356	486
鳥居薬品㈱ 本社他14支店等 (本社・東京都中央区) 1	医薬事業	その他設備	5	366	1,609	14	256	2,246	785
鳥居薬品㈱佐倉工場 (千葉県佐倉市)	医薬事業	医薬品製造設 備	53	336	1,919	1,584	179	4,020	93
㈱ジャパンビバレッジ 本社他72支店等 (本社・東京都新宿区) 1、2	食品事業	販売物流設備	56	3,385	1,841	3,637	14,851	23,716	4,016
㈱加ト吉 本社他7工場等 (本社・香川県観音寺市) 1、2	食品事業	冷凍食品生産 設備	198	5,784	7,628	5,006	236	18,655	1,093
ジェイティ不動産㈱ 本社他3支店 (本社・東京都渋谷区)	その他事業	不動産事業設 備	10	419	4,419	16	242	5,099	61

(3) 海外子会社

(平成20年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、器 具及び 備品		合計
			面積 (千㎡)	金額					
JT International Germany GmbH (ドイツ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	345	300	8,762	13,612	1,848	24,524	1,533
LLC Petro (ロシア) 1	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	185	17	8,589	15,343	1,413	25,363	1,905
JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S. (トルコ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	148	205	1,677	5,327	52	7,262	457
JTI-Macdonald Corp. (カナダ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	520	16	1,036	2,080	196	3,330	469
Gallaher Ltd. (イギリス)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	597	3,655	10,156	6,000	700	20,513	1,577
Austria Tabak GmbH (オーストリア)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	211	3,086	5,831	4,932	474	14,326	731
Liggett-Ducat CJSC (ロシア) 1	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	35		83	5,088	246	5,418	1,199

- (注) 1. 1は、連結会社以外のものから賃借している土地があります。
2. 2は、連結会社以外のものへ賃貸している土地があります。
3. 各表内の帳簿価額にはリース資産を含めて記載しております。
4. (1)提出会社におけるその他10工場のうち、金沢工場については、本年3月末に閉鎖しております。
5. (2)国内子会社における日本フィルター工業(株)本社他5工場等のうち、堺工場については、本年3月末に閉鎖しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間の設備投資計画(新設・拡充)は、1,660億円であり、事業の種類別セグメントごとの内訳は次のとおりです。

なお、各設備の新設、除却等の計画は、当社及び連結子会社の個々のプロジェクトの内容が多岐にわたるため、事業の種類別セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

事業の種類別 セグメントの名称	平成21年3月末計画金額 (億円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
国内たばこ事業	650	生産性向上・コスト削減	自己資金
海外たばこ事業	640	生産能力増強	同上
医薬事業	30	研究開発体制の整備・強化	同上
食品事業	320	生産・営業設備の整備・強化	同上
その他事業	10	賃貸不動産の付帯設備に係る維持更新等	同上

- (注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。
2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	10,000,000	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	(注)2
計	10,000,000	10,000,000		

- (注)1. 当社の株式は、日本たばこ産業株式会社法第2条の規定により、当社の成立のときに政府に無償で譲渡された株式(株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率を乗じて得た数)の2分の1以上に当たり、かつ、発行済株式総数の3分の1を超える株式を政府が保有することとされております。
2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成19年6月22日定時株主総会、平成19年12月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	426個	426個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用していません。)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	426株(注)1	426株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年1月9日から 平成50年1月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり581,269円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
新株予約権の取得条項	(注)2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる

場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額 = 当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段） - 1円

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記（注）2に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

平成20年 9 月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	547個	547個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用していません。)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	547株(注)1	547株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月7日から 平成50年10月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり285,904円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
新株予約権の取得条項	(注)2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる

場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額 = 当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段） - 1円

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得条項

上記（注）2に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成18年4月1日	8,000	10,000		100,000		736,400

(注) 平成18年4月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式を分割いたしました。これにより、発行済株式の総数は8,000千株増加して10,000千株となっております。

(5) 【所有者別状況】

(平成21年3月31日現在)

区分	株式の状況							計	端株の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	140	66	440	725	13	61,546	62,931	
所有株式数 (株)	5,001,390	1,524,107	47,749	79,648	2,610,278	48	736,780	10,000,000	
所有株式数の 割合(%)	50.01	15.24	0.48	0.80	26.10	0.00	7.37	100.00	

(注) 1. 自己株式419,920株は、「個人その他」に含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が177株含まれております。

(6)【大株主の状況】

(平成21年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	5,001,390	50.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	266,683	2.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	258,891	2.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	212,913	2.13
ステートストリートバンクアンドトラストカン パニー505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	171,774	1.72
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀 行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株 式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海 アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	169,000	1.69
ステートストリートバンクアンドトラストカン パニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	130,567	1.31
ドイチェバンクアーゲーロンドンビービーノ トリティークライアンツ613 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	TAUNUSANLAGE 12, D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町二丁目11番1 号 山王パークタワー)	124,737	1.25
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロン ンエスエルオムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	123,711	1.24
ザチェースマンハッタンバンク385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行兜町証券決済業務室)	360 N.CRESCENT DRIVE BEVERLYHILLS, CA 90210 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	72,215	0.72
計		6,531,881	65.32

(注) 上記のほか、自己株式が419,920株あります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成21年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 419,920		(注)2
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,580,080	9,580,080	(注)2
端株			
発行済株式総数	10,000,000		
総株主の議決権		9,580,080	

(注)1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が177株含まれており、そのうち1株は、名義人以外から株券喪失登録のある株式です。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数177個が含まれており、そのうち1個は、名義人以外から株券喪失登録がなされております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。

【自己株式等】

(平成21年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	419,920		419,920	4.20
計		419,920		419,920	4.20

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

(平成19年6月22日定時株主総会、平成19年12月21日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成19年6月22日開催の第22回定時株主総会、平成19年12月21日開催の取締役会において決議されたものです。

決議年月日	平成19年6月22日、平成19年12月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員(取締役である者を除く) 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し233株、執行役員に対し193株、合計426株(新株予約権1個につき1株)(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

(平成20年9月19日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成20年9月19日開催の取締役会において決議されたものです。

決議年月日	平成20年9月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員(取締役である者を除く) 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し315株、執行役員に対し232株、合計547株(新株予約権1個につき1株)(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 ()				
保有自己株式数	419,920		419,920	

3【配当政策】

当社は、積極的な事業投資による持続的な利益成長の実現を通じて、企業価値を中長期的に増大させていくことが、株主の皆様の利益を増大させることの基本と考えております。

配当につきましては、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、中期的には連結配当性向30%（のれんの償却影響を除く）を目指し、引き続き安定的・継続的に配当の向上に努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

なお、当期の期末配当につきましては、2,800円といたしました。従いまして、年間では中間配当2,600円を含め、1株当たり5,400円となります。

また、内部留保資金につきましては、その用途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得、有利子負債の圧縮等に備え充実を図ってまいります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、第24期の剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年10月30日 取締役会決議	24,908	2,600.00
平成21年6月23日 定時株主総会決議	26,824	2,800.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	1,330,000	2,150,000 435,000	604,000	708,000	555,000
最低(円)	764,000	1,190,000 406,000	362,000	492,000	216,000

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. 印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価です。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	415,000	366,000	350,000	311,000	260,700	277,800
最低(円)	250,100	295,000	279,200	235,800	224,800	216,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長		涌井 洋治	昭和17年2月5日生	昭和39年4月 大蔵省入省 平成7年5月 同省大臣官房長 平成9年7月 同省主計局長 平成11年7月 社団法人日本損害保険協会副 会長 平成16年6月 当社代表取締役会長 平成18年6月 当社取締役会長(現任)	平成20年 6月から 2年	56
代表取締役 社長		木村 宏	昭和28年4月23日生	昭和51年4月 日本専売公社入社 平成11年1月 当社経営企画部長 平成11年5月 当社たばこ事業本部事業企画 室調査役 JT International S.A. Executive Vice President 平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社取締役退任 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長(現任)	平成20年 6月から 2年	75
代表取締役 副社長		武田 宗高	昭和24年8月22日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成11年7月 同省関東財務局長 平成13年1月 内閣府大臣官房審議官 平成13年7月 同府沖縄振興局長 平成15年7月 同府政策統括官 平成17年9月 同府審議官 平成19年2月 当社顧問 平成19年4月 当社専務執行役員 財務責任者 平成19年6月 当社代表取締役副社長(現 任)	平成20年 6月から 2年	16
代表取締役 副社長		住川 雅明	昭和25年10月11日生	昭和49年4月 日本専売公社入社 平成9年7月 当社食品事業部部長 平成10年6月 当社総務部長 平成12年7月 当社人事部長 平成15年6月 当社執行役員 不動産・アグリ 事業・印刷事業・特機事業担 当 平成16年1月 当社執行役員 不動産・印刷事 業・特機事業担当 平成16年6月 当社常勤監査役 平成20年6月 当社代表取締役副社長(現 任)	平成20年 6月から 2年	75

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 副社長		小泉 光臣	昭和32年4月15日生	昭和56年4月 日本専売公社入社 平成13年6月 当社経営企画部長 平成15年6月 当社執行役員 人事労働グループリーダー 平成16年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 平成18年6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 平成19年6月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部営業統括部長 平成19年7月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者 平成21年6月 当社代表取締役副社長(現任)	平成20年 6月から 2年	71
代表取締役 副社長		志水 雅一	昭和28年4月22日生	昭和52年4月 日本専売公社入社 平成10年4月 当社たばこ事業本部原料部長 平成11年9月 当社資金部長 平成13年7月 当社臨時制度対策室長 平成16年7月 当社総務部長 平成17年6月 当社執行役員 コミュニケーション責任者 平成19年6月 当社常務執行役員 コミュニケーション責任者 平成21年6月 当社代表取締役副社長(現任)	平成21年 6月から 1年	51
取締役	専務執行役員 医薬事業部長	大久保 恵朗	昭和34年5月22日生	昭和58年4月 日本専売公社入社 平成12年4月 当社医薬事業部国際企画部長 平成14年6月 当社医薬事業部事業企画部長 平成16年6月 当社取締役 執行役員 医薬事業部長 平成18年6月 当社取締役 常務執行役員 医薬事業部長 平成21年6月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長(現任)	平成20年 6月から 2年	32
取締役	常務執行役員 食品事業本部長	古谷 貞雄	昭和30年9月1日	昭和54年4月 日本専売公社入社 平成14年3月 当社企画グループ部長 平成16年7月 当社関連企業室長 平成17年7月 当社たばこ事業本部製造部調査役 平成18年6月 当社執行役員 企画責任者 平成20年6月 当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長(現任)	平成20年 6月から 2年	48
取締役		新貝 康司	昭和31年1月11日生	昭和55年4月 日本専売公社入社 平成13年7月 当社財務企画部長 平成16年6月 当社執行役員 財務グループリーダー 兼 財務企画部長 平成16年7月 当社執行役員 財務責任者 平成17年6月 当社取締役 執行役員 財務責任者 平成18年6月 当社取締役(現任) JT International S.A. Executive Vice President (現任)	平成20年 6月から 2年	52

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		立石 久雄	昭和21年12月23日生	昭和46年4月 大蔵省入省 平成9年7月 国税庁関東信越国税局長 平成11年7月 総務庁人事局次長 平成13年1月 総務省人事・恩給局次長 平成13年7月 (財)地域総合整備財団常務理事 平成15年7月 国家公務員共済組合連合会 常務理事 平成17年9月 同連合会専務理事 平成19年6月 当社常勤監査役(現任)	平成19年 6月から 4年	8
常勤監査役		塩澤 義介	昭和27年4月18日生	昭和51年4月 日本専売公社入社 平成7年8月 当社資金部長 平成11年9月 当社食品事業本部事業企画部 調査役 平成14年4月 当社食品事業本部飲料事業部 調査役 平成15年6月 当社執行役員 食品事業本部事 業企画部長 平成17年6月 当社執行役員 食品事業本部飲 料事業部長 平成20年6月 当社常勤監査役(現任)	平成20年 6月から 3年	55
監査役		藤田 太寅	昭和13年1月17日生	昭和38年4月 日本放送協会入社 平成2年6月 同協会解説委員 平成7年1月 同協会退職 平成11年4月 関西学院大学総合政策学部 教 授 平成17年4月 同大学総合政策学部 客員教授 (現任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	平成19年 6月から 4年	27
監査役		上田 廣一	昭和18年12月17日生	昭和42年4月 司法修習生 昭和44年4月 検事任官 平成18年6月 東京高等検察庁検事長 平成18年12月 定年退官 平成19年1月 弁護士登録 平成19年4月 明治大学法科大学院特任教授 (現任) 平成21年1月 株式会社整理回収機構代表取 締役 平成21年3月 同社代表取締役社長(現任) 平成21年6月 当社監査役(現任)	平成21年 6月から 2年	0
計						566

(注) 1. 監査役 立石久雄、藤田太寅及び上田廣一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2. 当社では、迅速かつ高品質の意思決定・業務執行を実現するため、平成13年6月に執行役員制度を導入しております。

「役名」欄中、 を付している者は、執行役員を兼務しております。

なお、その他の執行役員は、下村隆一(法務責任者)、藤崎義久(たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者)、岩波正(たばこ事業本部R&D責任者)、飯島謙二(たばこ事業本部製造統括部長)、岩井睦雄(企画責任者)、前島宏敏(たばこ事業本部R&D副責任者)、村上伸一(たばこ事業本部原料統括部長)、川股篤博(たばこ事業本部中国事業部長)、佐伯明(たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外責任者)、春田純一(医薬事業部医薬総合研究所長)、永田亮子(食品事業本部飲料事業部長)、松本智(人事責任者)、宮崎秀樹(財務責任者 兼 税務室長)、千々岩良二(総務責任者)で、計14名です。

また、執行役員の担務については、平成21年7月1日予定の組織改正に基づき記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況（提出日現在）

コーポレート・ガバナンス体制

(a)会社の機関の内容

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念することとしております。

また、経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者から成るアドバイザー・コミッティを設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを推進しております。

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めております。

(b)内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行ってまいりました。

今後も、現行の体制を継続的に随時見直しながら取組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めてまいります。

<取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス統括室を設置し、全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、取締役及び従業員を対象にした各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

内部通報体制については、通報相談窓口を設置しており、そこに寄せられた通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議のうえ、全社的に再発防止策を実施するとともに、重要な問題についてはコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとしております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図っております。

内部監査体制については、監査部（当連結会計年度末現在25名）が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っております。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は法令、社内規程に基づいて、適切に管理保存しております。

その他の重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、社内の責任権限に関する規程（以下、「責任権限規程」）に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、保存管理しております。

< 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 >

金融・財務リスクについては社内規程等を定めるとともに、四半期毎に経営会議へ報告を行っております。
その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議しております。
監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性和リスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っております。
有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。

< 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 >

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しております。また、経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。
当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。
全社として業務の効率性柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しております。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めております。

< 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制 >

当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しております。グループマネジメントを行うにあたりましては、グループマネジメントポリシーに基づき、全体に共通する機能・規程等を定義し、JTグループ全体最適を図っております。
また、コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等についてはグループ企業と連携を図り、整備しております。

< 監査役の職務を補助する従業員及び監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 >

監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室を置いており、必要に応じ監査役会と協議のうえ、人員配置体制の見直しを行うこととしております。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしております。
取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実につきまして、監査役会に報告しております。また、上記の他、取締役及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等につきまして、監査役会に報告を行っております。
監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できることとしており、経営会議に概ね出席しております。取締役及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しております。
この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しております。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

(c) 監査役監査及び会計監査の状況

< 監査役監査及び会計監査 >

- ・ 当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めております。
- ・ 会計監査人（監査法人トーマツ）は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しております。平成21年3月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

（会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等）

五十嵐 達朗 氏（4年）、桃木 秀一 氏（4年）、飯塚 智 氏（2年）

（ ）内の数字：連続して監査関連業務に社員として関与した年数

（会計監査業務に係る補助者の構成）

公認会計士 7名、会計士補等 14名、その他 7名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

(d) 役員報酬

当期における取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりです。

< 役員報酬等 >

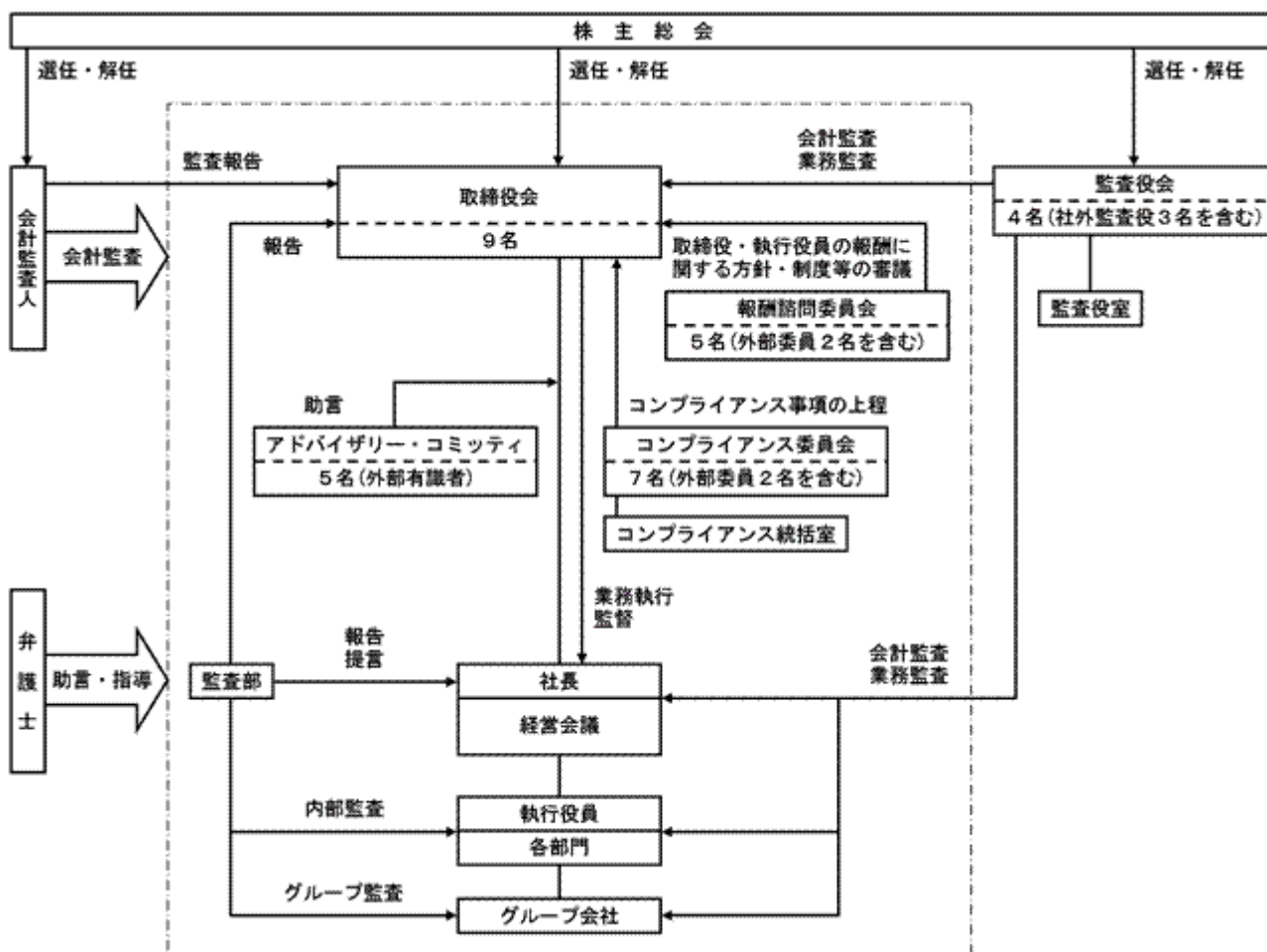
取締役及び監査役に対する役員報酬等

取締役 13名 602百万円

監査役 5名 88百万円

当連結会計年度において在任の取締役及び監査役に対する報酬を記載しております。
また、取締役の役員報酬等には役員賞与及びストックオプション報酬を含めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況を模式図で示すと以下のとおりとなります。



当社と当社の社外監査役の利害関係の概要

当社の社外監査役は3名です。そのうち、上田廣一氏はパイオニア(株)の社外取締役及び(株)整理回収機構の代表取締役社長ですが、当社と当該2社との間に取引はなく、したがって、社外監査役個人は直接利害関係を有しておりません。

なお、その他2名の社外監査役につきましては、該当する事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社			262	16
連結子会社			89	1
計			351	17

(注) 監査法人トーマツに対する報酬です。

【その他重要な報酬の内容】

当社グループの海外子会社は、主に監査法人トーマツの属する Deloitte Touche Tohmatsu のメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとして JT International Holding B.V. と傘下の子会社の財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬(合わせて約15億円)があります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、財務報告に係る内部統制等に関するアドバイザリー業務及び英文財務諸表等のレビューがあります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画および監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。

具体的には、監査計画で示された重点監査項目や連結対象会社の異動を含む企業集団の状況等の監査及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていることなどを確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較等も含めこれらを総合的に勘案のうえ、監査報酬の額を決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3 213,885	164,957
受取手形及び売掛金	325,075	290,068
有価証券	4,952	4,910
たな卸資産	558,850	-
商品及び製品	-	122,970
半製品	-	119,290
仕掛品	-	6,561
原材料及び貯蔵品	-	215,334
繰延税金資産	32,008	29,675
その他	104,427	145,076
貸倒引当金	4,504	3,162
流動資産合計	1,234,695	1,095,682
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3 679,899	3 621,469
減価償却累計額	398,157	386,615
建物及び構築物(純額)	281,742	234,853
機械装置及び運搬具	3 704,663	3 642,148
減価償却累計額	485,689	453,155
機械装置及び運搬具(純額)	218,973	188,993
工具、器具及び備品	3 220,932	3 165,434
減価償却累計額	147,817	103,012
工具、器具及び備品(純額)	73,114	62,422
土地	3 157,380	3 147,219
建設仮勘定	3 32,120	35,253
有形固定資産合計	763,332	668,742
無形固定資産		
のれん	2,106,887	1,453,961
商標権	613,496	347,372
その他	39,023	30,509
無形固定資産合計	2,759,407	1,831,843
投資その他の資産		
投資有価証券	1 132,173	1 90,230
長期貸付金	4,409	9,190
繰延税金資産	110,708	128,786
その他	1 112,743	1, 3 97,022
貸倒引当金	30,075	41,695
投資評価引当金	180	-
投資その他の資産合計	329,778	283,534
固定資産合計	3,852,518	2,784,121
資産合計	5,087,214	3,879,803

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	175,369	158,544
短期借入金	³ 269,034	³ 113,231
1年内償還予定の社債	73,054	³ 190,363
1年内返済予定の長期借入金	³ 6,668	³ 26,380
リース債務	-	5,512
未払金	79,014	62,824
未払たばこ税	200,875	172,986
未払たばこ特別税	10,898	10,470
未払地方たばこ税	88,839	85,541
未払法人税等	71,693	51,777
未払消費税等	62,654	43,847
繰延税金負債	6,547	2,915
引当金	² 41,481	² 39,172
その他	³ 198,265	129,835
流動負債合計	1,284,396	1,093,403
固定負債		
社債	³ 643,631	³ 349,794
長期借入金	³ 396,907	³ 299,563
リース債務	-	11,234
繰延税金負債	174,395	110,389
退職給付引当金	283,387	259,145
役員退職慰労引当金	743	623
債務保証損失引当金	257	695
その他	³ 148,866	130,665
固定負債合計	1,648,188	1,162,111
負債合計	2,932,584	2,255,514
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	736,400	736,400
利益剰余金	1,344,490	1,224,989
自己株式	74,578	74,578
株主資本合計	2,106,311	1,986,810
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	21,338	8,437
繰延ヘッジ損益	219	92
海外連結子会社の年金債務調整額	10,711	18,965
為替換算調整勘定	41,085	423,561
評価・換算差額等合計	30,238	433,997
新株予約権	185	364
少数株主持分	78,370	71,109
純資産合計	2,154,629	1,624,288
負債純資産合計	5,087,214	3,879,803

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	6,409,726	6,832,307
売上原価	5,228,925	5,554,398
売上総利益	1,180,801	1,277,908
販売費及び一般管理費	1, 4 750,247	1, 4 914,102
営業利益	430,553	363,806
営業外収益		
受取利息	11,238	10,104
受取配当金	2,171	2,172
その他	8,122	18,059
営業外収益合計	21,533	30,335
営業外費用		
支払利息	41,758	51,356
為替差損	31,789	21,801
たばこ災害援助金	2,004	768
共済年金給付費用	2,333	2,024
その他	11,519	10,604
営業外費用合計	89,405	86,555
経常利益	362,681	307,586
特別利益		
固定資産売却益	2 66,747	2 46,461
その他	2,217	1,915
特別利益合計	68,964	48,377
特別損失		
固定資産売却損	3,261	2,169
固定資産除却損	3 6,306	3 11,505
投資有価証券評価損	11,154	-
減損損失	3,825	5 16,364
事業構造強化費用	6 6,442	6 24,363
成人識別自販機導入費用	7 12,878	7 13,468
冷凍食品回収関連費用	8 5,623	-
その他	9,539	25,947
特別損失合計	59,032	93,819
税金等調整前当期純利益	372,614	262,143
法人税、住民税及び事業税	117,271	126,732
法人税等調整額	11,107	8,240
法人税等合計	128,379	134,972
少数株主利益	5,532	3,771
当期純利益	238,702	123,400

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
前期末残高	736,400	736,400
当期末残高	736,400	736,400
利益剰余金		
前期末残高	1,158,337	1,344,490
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	-	193,658
当期変動額		
米国会計基準適用子会社の新会計基準適用による利益剰余金の変動額	(注) 2 10,548	-
剰余金の配当	42,152	49,816
当期純利益	238,702	123,400
連結範囲の変動	-	47
持分法の適用範囲の変動	151	525
当期変動額合計	186,152	74,157
当期末残高	1,344,490	1,224,989
自己株式		
前期末残高	74,578	74,578
当期末残高	74,578	74,578
株主資本合計		
前期末残高	1,920,159	2,106,311
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	-	193,658
当期変動額		
米国会計基準適用子会社の新会計基準適用による利益剰余金の変動額	(注) 2 10,548	-
剰余金の配当	42,152	49,816
当期純利益	238,702	123,400
連結範囲の変動	-	47
持分法の適用範囲の変動	151	525
当期変動額合計	186,152	74,157
当期末残高	2,106,311	1,986,810

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	33,329	21,338
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,990	12,901
当期末残高	21,338	8,437
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	14,580	219
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,360	127
当期末残高	219	92
海外連結子会社の年金債務調整額		
前期末残高	15,560	10,711
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,848	8,254
当期末残高	10,711	18,965
為替換算調整勘定		
前期末残高	7,745	41,085
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	48,831	382,475
当期末残高	41,085	423,561
評価・換算差額等合計		
前期末残高	40,094	30,238
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	70,333	403,758
当期末残高	30,238	433,997
新株予約権		
前期末残高	-	185
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	185	179
当期末残高	185	364
少数株主持分		
前期末残高	64,362	78,370
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,008	7,260
当期末残高	78,370	71,109

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	2,024,615	2,154,629
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	-	193,658
当期変動額		
米国会計基準適用子会社の新会計基準適用による利益剰余金の変動額	(注) 2 10,548	-
剰余金の配当	42,152	49,816
当期純利益	238,702	123,400
連結範囲の変動	-	47
持分法の適用範囲の変動	151	525
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	56,139	410,839
当期変動額合計	130,013	336,682
当期末残高	2,154,629	1,624,288

【連結株主資本等変動計算書の欄外注記】

- (注) 1. 評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」は、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。
2. 前連結会計年度より、米国会計基準を適用している海外連結子会社において、「Accounting for Uncertainty in Income Taxes(法人所得税の不確実性に関する会計処理)」(米国財務会計基準審議会解釈指針第48号)を適用し、適用初年度の影響額を利益剰余金の変動額として計上しております。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	372,614	262,143
減価償却費	167,658	176,899
減損損失	3,825	16,364
固定資産除売却損益（は益）	60,768	41,499
のれん償却額	3,883	105,470
投資有価証券評価損益（は益）	11,154	7,062
退職給付引当金の増減額（は減少）	4,932	13,159
受取利息及び受取配当金	13,410	12,276
支払利息	41,758	51,356
売上債権の増減額（は増加）	47,484	43,141
たな卸資産の増減額（は増加）	27,114	47,632
仕入債務の増減額（は減少）	16,650	2,698
未払金の増減額（は減少）	39,955	7,939
未払たばこ税等の増減額（は減少）	213,133	28,981
その他	31,029	55,237
小計	295,612	430,091
利息及び配当金の受取額	18,226	15,551
利息の支払額	36,083	55,957
法人税等の支払額	132,724	114,414
営業活動によるキャッシュ・フロー	145,030	275,271
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	2,353	1,360
有価証券の売却及び償還による収入	4,224	1,861
有形固定資産の取得による支出	124,832	112,408
有形固定資産の売却による収入	83,335	55,255
無形固定資産の取得による支出	6,830	6,948
投資有価証券の取得による支出	22,562	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,608,080	3,060
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,449	450
その他	7,015	1,202
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,668,634	65,008

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	136,063	125,182
長期借入れによる収入	378,862	94,130
長期借入金の返済による支出	90,198	54,662
社債の発行による収入	149,723	-
社債の償還による支出	10,000	70,810
配当金の支払額	42,152	49,752
少数株主への配当金の支払額	2,889	3,539
ファイナンス・リース債務の返済による支出	-	6,606
その他	407	1,046
財務活動によるキャッシュ・フロー	519,000	217,470
現金及び現金同等物に係る換算差額	40,090	39,590
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	964,513	46,797
現金及び現金同等物の期首残高	1,179,522	215,008
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	953
現金及び現金同等物の期末残高	215,008	167,257

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>・連結子会社の数 299社</p> <p>主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。</p> <p>国内では株式会社加ト吉等合計21社を、海外ではGallaher Group Ltd.、Gallaher Ltd.、Gallaher Capital Ltd.、Gallaher Europe Finance、Harrigan Ltd.、Austria Tabak GmbH、HABET Handels-Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. KG Nahrungs- und Genussmittel等合計130社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>前連結会計年度まで連結子会社であったフロンティア・リート・マネジメント(株)につきましては、全株式の売却により、Eagle Collection (M) Sdn. Bhd.等4社につきましては、清算が終了したため、連結の範囲から除いております。</p> <p>非連結子会社については、いずれも小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等それぞれの合計額は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>・連結子会社の数 274社</p> <p>主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。</p> <p>ジェイティ飲料(株)、富士食品工業(株)等17社につきましては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>前連結会計年度まで連結子会社であったジェイティダイニングサービス(株)等38社につきましては連結子会社との合併等により、また、Hans Continental Smallgoods Pty. Ltd.等3社につきましては、解散を前提とした事業整理等に係る手続きを開始し、支配権を喪失したことにより、連結の範囲から除いております。また、(株)アドバンスサポートにつきましては、株式の売却により議決権が減少し、連結子会社から持分法適用の関連会社になっております。</p> <p>非連結子会社については、いずれも小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等それぞれの合計額は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 シンワオックス(株)、(株)ハブ等の25社であります。</p> <p>なお、当連結会計年度より、Gallaher Group Ltd.、株式会社加ト吉を連結の範囲に含めたこと等により、持分法適用の関連会社が14社増加しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 (株)ハブ等の22社であります。</p> <p>なお、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であった、シンワオックス(株)、R.J.Reynolds - Gallaher International Sàrl等4社につきましては、持分比率が減少したこと等により、持分法適用の関連会社から除いております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。</p> <p>(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>	<p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、海外子会社の決算日は主として12月31日であります。</p> <p>また、連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同左
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 満期保有目的の債券償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの.....主として移動平均法による原価法によっております。</p> <p>デリバティブ.....時価法によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 満期保有目的の債券同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの.....同左</p> <p>時価のないもの.....同左</p> <p>デリバティブ.....同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>たな卸資産……主として総平均法による原価法によっております。 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>なお、当社は、従来実施していた原材料及び半製品についての評価減は、当連結会計年度から廃止しております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法 有形固定資産…主として定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しておりますが、一部の国内連結子会社では定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 38～50年 機械装置及び運搬具 8年</p>	<p>たな卸資産……主として総平均法による原価法によっております。 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法 有形固定資産…主として定率法 (リース資産を(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しておりますが、一部の国内連結子会社では定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 38～50年 機械装置及び運搬具 10年</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産...定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>商標権 10年</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。</p> <p>投資評価引当金</p> <p>投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して計上しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、当連結会計年度より有形固定資産の耐用年数を変更しており、主たる機械装置のたばこ製造設備は8年から10年に耐用年数を変更しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>無形固定資産...定額法によって(リース資産を おります、除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>商標権 10年</p> <p>リース資産 ...所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等について今後の見通しを勘案し、損失負担見込額を計上しております。</p>	<p>賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>債務保証損失引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、海外の連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段...為替予約 ヘッジ対象...外貨建予定取引 b. ヘッジ手段...通貨オプション ヘッジ対象...外貨建予定取引 c. ヘッジ手段...通貨スワップ ヘッジ対象...外貨建予定取引</p> <p>ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。</p>	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段...為替予約 ヘッジ対象...外貨建予定取引 b. ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...借入金</p> <p>ヘッジ方針 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>ヘッジ有効性の評価方法 原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、振当処理によっている為替予約は、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(7) 海外連結子会社の会計処理基準 JT International S.A.他海外連結子会社は、主として米国で一般に認められた会計処理基準を採用しております。このうち当社が採用している会計処理基準と相違している主なものは次のとおりであります。</p> <p>たな卸資産の評価基準及び評価方法 主として先入先出法、総平均法による低価法によっております。</p> <p>重要な減価償却資産の減価償却方法 有形固定資産...主として見積耐用年数による定額法によっております。</p> <p>無形固定資産...商標権は主として20年間で均等償却しており、その他の無形固定資産は、見積耐用年数による定額法によっております。</p> <p>退職給付会計 退職給付債務と年金資産の公正価値との差額を連結貸借対照表上、資産又は負債として計上しております。退職給付費用として未だ認識されていない数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税効果相当額控除後の金額により海外連結子会社の年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p>	<p>ヘッジ有効性の評価方法 原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、振当処理によっている為替予約及び特例処理によっている金利スワップは、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(7) 海外連結子会社の会計処理基準 同左</p> <p>たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>重要な減価償却資産の減価償却方法 有形固定資産...同左</p> <p>無形固定資産...同左</p> <p>退職給付会計 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>デリバティブの処理方法 ヘッジ目的で通貨関連及び金利関連のデリバティブを利用しており、すべてのデリバティブは公正価額により、資産又は負債として認識し、その公正価額の変動は損益に計上しております。</p>	<p>デリバティブの処理方法 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれんの償却に関する事項	のれんの償却については、実質的に償却年数を見積もり、その年数で償却することとしております。なお、償却年数は5年から20年であります。ただし、金額が僅少な場合は発生年度にその全額を償却しております。また、海外の連結子会社で発生したのれんは、償却を行わず年一回及び公正価値が帳簿価額を下回る恐れを示す事象が発生した都度、減損の有無を判定しております。	のれんの償却については、実質的に償却年数を見積もり、その年数で償却することとしております。なお、償却年数は5年から20年であります。ただし、金額が僅少な場合は発生年度にその全額を償却しております。
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、在外子会社で計上しているのれんの償却を実施したため、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ94,235百万円、期首利益剰余金は193,658百万円減少しており、また、在外子会社における米国会計基準変更に伴う会計方針の変更による財務諸表の遡及修正額を損益とする修正により、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は911百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上する方法によっております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度において連結貸借対照表に区分掲記しておりました「賞与引当金」(当連結会計年度39,626百万円)及び「その他の引当金」(当連結会計年度1,854百万円)については、重要性が乏しいことから当連結会計年度においては、流動負債の「引当金」として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「長期未払金の増減額」(当連結会計年度 5,778百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。</p> <p>2. 前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「投資有価証券の売却及び償還による収入」(当連結会計年度2,153百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>1. 「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、たな卸資産の表示方法を見直した結果、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記していたものについては、当連結会計年度において「商品及び製品」(前連結会計年度138,870百万円)、「半製品」(前連結会計年度120,527百万円)、「仕掛品」(前連結会計年度7,938百万円)、「原材料及び貯蔵品」(前連結会計年度226,735百万円)、流動資産の「その他」(前連結会計年度64,777百万円、当連結会計年度69,245百万円)として表示しております。</p> <p>2. 前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」(前連結会計年度1,340百万円)及び固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」(前連結会計年度1,111百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において、特別損失に区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」(当連結会計年度7,062百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては特別損失の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「投資有価証券の取得による支出」(当連結会計年度 404百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<p>1. 非連結子会社及び関連会社に対する投資は、次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券 34,640百万円 その他(出資金) 616百万円</p> <p>2. 流動負債「引当金」は、賞与引当金及び売上割戻引当金等であります。</p> <p>3. (1) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。</p> <p>(2) 一部の連結子会社において担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 7,409百万円 機械装置及び運搬具 7,384百万円 土地 3,733百万円 その他 1,506百万円</p> <p>計 20,033百万円</p> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>長期借入金 4,623百万円 短期借入金 2,605百万円 1年内返済予定の長期借入金 2,404百万円 その他 1,109百万円</p> <p>計 10,742百万円</p> <p>4. 受取手形割引高 受取手形割引高は、1,008百万円であります。</p> <p>5. 偶発債務 取引先及び関係会社の金融機関からの借入金等に対し次のとおり保証等を行っております。</p> <p>コトブキ商事(株) 733百万円 舟山港明食品有限公司 569百万円 (37百万円) (332千US\$) 三豊ケーブルテレビ放送(株) 406百万円 舟山加藤佳食品有限公司 380百万円 (24百万円) (349千US\$) コック食品(株) 240百万円 その他 2社 126百万円</p> <p>計 2,455百万円</p> <p>(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>	<p>1. 非連結子会社及び関連会社に対する投資は、次のとおりであります。</p> <p>投資有価証券 23,735百万円 その他(出資金) 583百万円</p> <p>2. 同左</p> <p>3. (1) 同左</p> <p>(2) 一部の連結子会社において担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 5,331百万円 土地 4,315百万円 その他 1,820百万円</p> <p>計 11,467百万円</p> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>長期借入金 3,388百万円 短期借入金 2,590百万円 1年内返済予定の長期借入金 2,694百万円 その他 680百万円</p> <p>計 9,353百万円</p> <p>4. 受取手形割引高 受取手形割引高は、106百万円であります。</p> <p>5. 偶発債務 取引先及び関係会社の金融機関からの借入金に対し次のとおり保証等を行っております。</p> <p>三豊ケーブルテレビ放送(株) 357百万円 その他 3社 351百万円</p> <p>計 709百万円</p> <p>(注) 上記に含まれる外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																						
<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>広告宣伝費</td><td>22,917百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>163,689百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料手当</td><td>126,966百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>12,318百万円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>21,958百万円</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td>11,992百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>32,836百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>80,392百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>45,162百万円</td></tr> </table> <p>2. 固定資産売却益のうち主なものは、土地63,197百万円であります。</p> <p>3. 固定資産除却損のうち主なものは、建物3,353百万円であります。</p> <p>4. 研究開発費は、総額45,162百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p>	広告宣伝費	22,917百万円	販売促進費	163,689百万円	報酬・給料手当	126,966百万円	退職給付費用	12,318百万円	法定福利費	21,958百万円	従業員賞与	11,992百万円	賞与引当金繰入額	32,836百万円	減価償却費	80,392百万円	研究開発費	45,162百万円	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>広告宣伝費</td><td>25,692百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>162,330百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料手当</td><td>142,052百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>14,731百万円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>26,398百万円</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td>13,493百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>34,848百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>113,065百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>105,511百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>47,296百万円</td></tr> </table> <p>2. 固定資産売却益のうち主なものは、土地45,841百万円であります。</p> <p>3. 固定資産除却損のうち主なものは、建物7,615百万円であります。</p> <p>4. 研究開発費は、総額47,296百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p>5. 当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>取壊予定の社宅等</td> <td>建物及び構築物等</td> <td>3,832</td> </tr> <tr> <td>近畿圏</td> <td>取壊予定の社宅等</td> <td>建物及び構築物等</td> <td>3,855</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>取壊予定の社宅等</td> <td>建物及び構築物等</td> <td>8,677</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。</p> <p>認識した減損損失の太宗は、当連結会計年度において、社宅等に係る建物及び構築物について取壊の意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し認識したものであり、その金額は11,993百万円であります。</p> <p>なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。</p> <p>6. 事業構造強化費用は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは海外たばこ事業の統合過程における合理化費用であります。</p>	広告宣伝費	25,692百万円	販売促進費	162,330百万円	報酬・給料手当	142,052百万円	退職給付費用	14,731百万円	法定福利費	26,398百万円	従業員賞与	13,493百万円	賞与引当金繰入額	34,848百万円	減価償却費	113,065百万円	のれん償却額	105,511百万円	研究開発費	47,296百万円	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	3,832	近畿圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	3,855	その他	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	8,677
広告宣伝費	22,917百万円																																																						
販売促進費	163,689百万円																																																						
報酬・給料手当	126,966百万円																																																						
退職給付費用	12,318百万円																																																						
法定福利費	21,958百万円																																																						
従業員賞与	11,992百万円																																																						
賞与引当金繰入額	32,836百万円																																																						
減価償却費	80,392百万円																																																						
研究開発費	45,162百万円																																																						
広告宣伝費	25,692百万円																																																						
販売促進費	162,330百万円																																																						
報酬・給料手当	142,052百万円																																																						
退職給付費用	14,731百万円																																																						
法定福利費	26,398百万円																																																						
従業員賞与	13,493百万円																																																						
賞与引当金繰入額	34,848百万円																																																						
減価償却費	113,065百万円																																																						
のれん償却額	105,511百万円																																																						
研究開発費	47,296百万円																																																						
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																																				
首都圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	3,832																																																				
近畿圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	3,855																																																				
その他	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	8,677																																																				
<p>6. 事業構造強化費用は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは海外たばこ事業の統合過程における合理化費用であります。</p>	<p>6. 事業構造強化費用は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは海外たばこ事業のフィリピン市場におけるライセンスビジネスの事業構造を変更したことに伴う費用、並びに国内及び海外たばこ事業の合理化費用であります。</p>																																																						

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>7. 成人識別自販機導入費用は、未成年者喫煙防止を目的として、平成20年に全国導入を予定しているICカード方式成人識別装置システム構築展開費用等並びに連結子会社が保有する自動販売機を成人識別機能対応機とするために要する費用であります。</p> <p>8. 冷凍食品回収関連費用は、当社グループにて輸入販売しておりました冷凍食品の一部について自主回収を実施した回収費用等であります。</p>	<p>7. 成人識別自販機導入費用は、未成年者喫煙防止を目的として、当連結会計年度に全国導入を実施したICカード方式成人識別装置システム構築展開費用等並びに連結子会社が保有する自動販売機を成人識別機能対応機とするために要する費用であります。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
合計	10,000	-	-	10,000
自己株式				
普通株式	419	-	-	419
合計	419	-	-	419

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結 会計 年度末	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	185
	合計	-	-	-	-	-	185

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	21,076	2,200	平成19年3月31日	平成19年6月25日
平成19年10月31日 取締役会	普通株式	21,076	2,200	平成19年9月30日	平成19年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	24,908	利益剰余金	2,600	平成20年3月31日	平成20年6月25日

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
合計	10,000	-	-	10,000
自己株式				
普通株式	419	-	-	419
合計	419	-	-	419

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結 会計 年度末	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	364
合計		-	-	-	-	-	364

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	24,908	2,600	平成20年3月31日	平成20年6月25日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	24,908	2,600	平成20年9月30日	平成20年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	26,824	利益剰余金	2,800	平成21年3月31日	平成21年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に記載されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に記載されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)
百万円	百万円
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
213,885	164,957
預金のうち、預入期間が3ヶ月を超える定期預 金等	預金のうち、預入期間が3ヶ月を超える定期預 金等
1,391	713
容易に換金可能で価値変動リスクが僅少な運用 期間が3ヶ月以内の短期投資(有価証券)	容易に換金可能で価値変動リスクが僅少な運用 期間が3ヶ月以内の短期投資(有価証券)
2,514	3,013
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
215,008	167,257
2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の 資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たにGallaher及び株式会社 加ト吉を連結したことに伴う連結開始時の資産及 び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のため の支出(純額)との関係は次のとおりであります。	
百万円	
流動資産	
499,850	
固定資産	
835,045	
のれん	
1,833,074	
流動負債	
490,524	
固定負債	
774,010	
少数株主持分	
11,530	
前連結会計年度以前に取得した株式の取得価額	
166,312	
為替の変動による差額	
47,825	
当連結会計年度に取得した株式の取得価額	
1,677,767	
現金及び現金同等物	
69,679	
差引：当連結会計年度における取得のための支 出	
1,608,088	
	3. 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス ・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ 6,175百万円であります

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)					当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				
[借手側] 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					[借手側]				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)					
機械装置及び運搬具	7,212	3,402	-	3,809					
工具、器具及び備品	20,903	10,338	9	10,555					
その他	3,231	1,291	4	1,935					
合計	31,347	15,032	14	16,300					
(注)取得価額相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高相当額の割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3の規定に基づき、支払利子込み法によっております。									
(2)未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定の期末残高									
1年内			5,234百万円						
1年超			11,079百万円						
合計			16,314百万円						
リース資産減損勘定の残高 8百万円									
(注)未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3の規定に基づき、支払利子込み法によっております。									
(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額									
支払リース料			5,230百万円						
リース資産減損勘定の取崩額			1百万円						
減価償却費相当額			5,230百万円						
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。									
2.オペレーティング・リース取引					2.オペレーティング・リース取引				
未経過リース料					オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料				
1年内			7,723百万円		1年内			7,497百万円	
1年超			25,290百万円		1年超			24,019百万円	
合計			33,014百万円		合計			31,517百万円	

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)					当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				
[貸手側] リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引					[貸手側]				
1.リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高									

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
	取得価額 (百万円)	減価償却累計 額 (百万円)	期末残高 (百万円)				
機械装置及び運 搬具	128	104	24				
工具、器具及び備 品	1,679	678	1,001				
合計	1,808	782	1,025				
2. 未経過リース料期末残高相当額							
1年内		367百万円					
1年超		768百万円					
合計		1,136百万円					
(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、営業 債権の期末残高等に占めるその割合が低いた め、連結財務諸表規則第15条の3の規定に基づ き、受取利子込み法によっております。							
3. 受取リース料及び減価償却費							
受取リース料		362百万円					
減価償却費		347百万円					
(減損損失について)							
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の 記載は省略しております。							

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成20年3月31日)			当連結会計年度(平成21年3月31日)		
		連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	599	600	1	600	600	0
	小計	599	600	1	600	600	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	300	299	0	-	-	-
	(2) その他	1,268	1,268	0	-	-	-
	小計	1,568	1,567	0	-	-	-
合計		2,168	2,168	0	600	600	0

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成20年3月31日)			当連結会計年度(平成21年3月31日)		
		取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	19,322	55,560	36,237	15,326	34,612	19,285
	(2) 債券	2,067	2,158	91	3,785	3,893	107
	(3) その他	4,587	7,041	2,453	-	-	-
	小計	25,978	64,761	38,782	19,111	38,505	19,393
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	17,405	13,731	3,674	20,008	14,902	5,105
	(2) 債券	1,469	1,469	0	338	335	3
	(3) その他	9,914	9,871	43	8,082	7,547	535
	小計	28,790	25,072	3,717	28,429	22,785	5,643
合計		54,768	89,833	35,064	47,541	61,291	13,749

3. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)			
種類	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)	種類	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
その他	300	293	6	-	-	-	-
売却の理由 金融商品会計に関する実務指針83に掲げる債券の発行者の信用状態の著しい悪化によるためであります。							

4. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自平成20年4月1日至平成21年3月31日)		
売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
1,902	566	43	2,718	220	48

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度(平成20年3月31日)	当連結会計年度(平成21年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式(百万円)	5,681	4,702
(2) 非上場債券(百万円)	3,522	4,020
(3) その他(百万円)	1,280	790

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	前連結会計年度(平成20年3月31日)				当連結会計年度(平成21年3月31日)			
	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	4,952	4,364	1	0	4,712	2,907	1	0
コマーシャルペーパー	2,497	-	-	-	2,993	-	-	-
その他	2,455	4,364	1	0	1,719	2,907	1	0
(2) 譲渡性預金	-	-	-	-	197	-	-	-
(3) その他	-	17,632	463	-	0	4,759	408	-
合計	4,952	21,996	464	0	4,910	7,667	409	0

(注) 減損処理した金額は以下のとおりになっております。

(前連結会計年度) 11,154百万円 (当連結会計年度) 7,062百万円

当該有価証券の減損にあたっては、下落率が50%以上の場合及び30%以上50%未満については個々の銘柄の下落額が財務諸表に重要な影響を与える場合に、「著しく下落した」と認識しております。

なお、時価が「著しく下落した」と判断された有価証券については、回復可能性の判定を行い、明らかに回復する見込みがあると判断された銘柄以外の有価証券について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ、金利キャップ、金利スワップション

(2) 取組方針及び目的

当社及び国内連結子会社におけるデリバティブ取引については、外貨建金銭債務及び将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としており、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建予定取引

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

ただし、振当処理によっている為替予約は、有効性の評価を省略しております。

(3) リスクの内容

主なリスクとしては、市場リスクとして、「金利・為替の市場価格等の変動により、当該取引の時価が減少するリスク」、また、信用リスクとして、「その時点において、契約の相手方が債務不履行となった場合に損失を被るリスク」が存在いたします。

当社及び連結子会社におけるデリバティブ取引は、主に市場リスクを低減させるため、外貨建債権・債務及び将来発生する外貨建取引又は将来の収益・費用を確定させる目的で取り組んでおります。また、取引においては高い格付を有する金融機関との取引をベースとしているため、重大な信用リスクはないと考えております。

(4) リスク管理体制

当社及び主要な連結子会社では「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールを定めており、当該規程等に準拠して取引の開始に当たっては、利用目的・利用範囲及び取引相手方の選定について担当役員等の決裁を受けております。また、毎月金融機関から送付される残高通知書により担当部長が取引内容及び運用状況を確認しております。

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	前連結会計年度末(平成20年3月31日)			
		契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引 以外の取 引	為替予約取引				
	買建	317,416	8,066	311,944	5,472
	売建	607,925	-	611,501	3,576
	通貨スワップ取引				
	買建	7,784	7,784	306	306
	売建	2,193	927	151	151
	通貨オプション				
買建	1,934	-	0	0	
	合計	-	-	-	9,505

(注) 1. 時価の算定は、金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

金利関連

区分	種類	前連結会計年度末(平成20年3月31日)			
		契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引 以外の取 引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	270,581	125,345	1,218	2,211
	金利キャップ取引				
	買建	484,867	484,867	718	718
	合計	-	-	-	2,929

(注) 時価の算定は、金融機関から提示された価格によっております。

当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ、金利キャップ

(2) 取組方針及び目的

当社及び連結子会社におけるデリバティブ取引については、外貨建金銭債務及び将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としており、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

ただし、振当処理によっている為替予約及び特例処理によっている金利スワップは、有効性の評価を省略しております。

(3) リスクの内容

主なリスクとしては、市場リスクとして、「金利・為替の市場価格等の変動により、当該取引の時価が減少するリスク」、また、信用リスクとして、「その時点において、契約の相手方が債務不履行となった場合に損失を被るリスク」が存在いたします。

当社及び連結子会社におけるデリバティブ取引は、主に市場リスクを低減させるため、外貨建債権・債務及び将来発生する外貨建取引又は将来の収益・費用を確定させる目的で取り組んでおります。また、取引においては高い格付を有する金融機関との取引をベースとしているため、重大な信用リスクはないと考えております。

(4) リスク管理体制

当社及び主要な連結子会社では「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールを定めており、当該規程等に準拠して取引の開始に当たっては、利用目的・利用範囲及び取引相手方の選定について担当役員等の決裁を受けております。また、毎月金融機関から送付される残高通知書により担当部長が取引内容及び運用状況を確認しております。

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	当連結会計年度末(平成21年3月31日)			
		契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引 以外の取 引	為替予約取引				
	買建	154,552	5,480	151,600	2,952
	売建	183,727	-	185,286	1,558
	通貨スワップ取引				
	買建	59,712	59,712	242	242
	売建	3,148	2,220	287	287
	合計	-	-	-	4,466

(注) 1. 時価の算定は、金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

3. 通貨スワップ取引(買建)の契約額等に計上している金額は、クーポンスワップ取引に係る想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

金利関連

区分	種類	当連結会計年度末(平成21年3月31日)			
		契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引 以外の取 引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	72,283	32,856	2,811	2,811
	受取変動・支払固定	469	384	5	5
	金利キャップ取引				
	買建	318,041	278,564	100	1,503
	合計	-	-	-	1,302

(注) 1. 時価の算定は、金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度等、及び確定拠出年金制度を採用しております。また、海外連結子会社においても確定給付型の制度を採用しており、一部の海外連結子会社については、退職後医療給付制度も採用しております。

なお、従業員の退職等の際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
退職給付債務(百万円)	567,044	424,412
年金資産(百万円)	449,588	280,513
未積立退職給付債務(+)(百万円)	117,455	143,899
未認識数理計算上の差異(百万円)	12,033	44,996
未認識過去勤務債務(百万円)	8,093	6,203
連結貸借対照表計上額純額(+ +)(百万円)	97,328	92,699
海外連結子会社の年金債務調整額(注)2 (百万円)	12,211	25,661
前払年金費用(百万円)	49,387	27,642
その他流動負債(注)3(百万円)	3,341	5,136
退職給付引当金(+ - -)(注)4 (百万円)	155,586	140,866

(注)1. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 会計処理基準に関する事項「(7)海外連結子会社の会計処理基準」に記載のとおり、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であり、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書においては、評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」として記載しております。

3. 米国会計基準を適用している海外連結子会社において退職給付に係る債務の内、翌期の支払予測額が該当する退職給付制度に対応する年金資産を超過する部分について、その他流動負債に計上しております。

4. 会計処理基準に関する事項「(3)重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る引当額を上記とは別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しており、その金額は以下のとおりであります。

(前連結会計年度) 127,800百万円 (当連結会計年度) 118,278百万円

5. 当社の国内連結子会社の一部は複数事業主制度に加入しており、要拠出額は退職給付費用として処理しております。なお、当該複数事業主制度のうち、東京薬業厚生年金基金(総合型)に関する事項については、次のとおりであります。

(イ) 制度全体の積立状況に関する事項

	(前連結会計年度)	(当連結会計年度)
年金資産の額	461,860 百万円	415,832 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	469,729 百万円	497,473 百万円
差引額	7,869 百万円	81,640 百万円

上記の額は、前連結会計年度については平成19年3月31日、当連結会計年度については平成20年3月31日を基準日としております。

(ロ) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

(前連結会計年度) 1.2% (当連結会計年度) 1.2%

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
勤務費用(注)1(百万円)	13,114	13,123
利息費用(百万円)	20,149	21,719
期待運用収益(百万円)	19,782	20,132
数理計算上の差異の費用処理額(注)2 (百万円)	430	748
過去勤務債務の費用処理額(注)2 (百万円)	1,530	1,255
退職給付費用(+ + + +) (百万円)	14,582	16,713

- (注)1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。
2. 割増退職金は以下のとおりであり、特別損失として計上しております。なお、早期退職に伴い一時に費用処理した数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理額を含めております。
- (前連結会計年度) 3,406百万円 (当連結会計年度) 2,722百万円
3. 上記の他に確定拠出年金に係る要拠出額等を計上しており、計上額は以下のとおりであります。

(前連結会計年度) 4,207百万円 (当連結会計年度) 3,947百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準によっております。	同左
割引率	主として2.5%であります。	同左
期待運用収益率	主として2.5%であります。	同左
過去勤務債務の額の処理年数	主として10年であります。(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理しております。)	同左
数理計算上の差異の処理年数	主として10年であります。(主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	同左

5. 追加情報

(前連結会計年度)

当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。

(共済年金給付関係)

会計処理基準に関する事項「(3)重要な引当金の計上基準」に記載の共済年金給付負担に係る負債額の算定等に関する内容は以下のとおりであります。

1. 共済年金給付負担に係る債務額に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
共済年金給付負担に係る債務額(注)1 (百万円)	127,870	116,889
未認識数理計算上の差異(注)2(百万円)	69	1,388
共済年金給付負担に係る引当金(+) (注)3(百万円)	127,800	118,278

(注)1. 当社の公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前の給付対象期間に係る共済年金給付の将来負担見込額の割引現在額であります。

2. 共済年金給付負担に係る債務額の数理計算に用いた見積数値と実績との差異等であります。

3. 連結貸借対照表上、退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 共済年金給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
利息費用(百万円)	2,093	1,918
数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	239	106
共済年金給付費用(+)(百万円)	2,333	2,024

3. 共済年金給付負担に係る債務額の計算基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
割引率	1.5%であります。	同左
数理計算上の差異の処理年数	10年であります。(定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	同左

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 185百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役員(取締役である者を除く) 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 426株
付与日	平成20年1月8日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	平成19年6月22日 平成20年6月24日
権利行使期間(注)2	平成20年1月9日 平成50年1月8日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. スtock・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。

なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日から起算して1年を経過した日の翌日と定めている(ただし、取締役会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、当該地位を喪失した日から1年以内においても新株予約権を行使することができることとしている。)

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成20年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	426
失効	-
権利確定	320
未確定残	106
権利確定後(株)	

前連結会計年度末	-
権利確定	320
権利行使	-
失効	-
未行使残	320

単価情報

日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な 評価単価(円)	581,269

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	
株価変動性(注)1	32.22%
予想残存期間(注)2	15年
予想配当(注)3	4,400円/株
無リスク利率(注)4	1.83%

(注)1. 上場日以後の期間(平成6年10月27日から平成20年1月8日)の株価実績に基づき算出しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成19年3月期期末配当実績及び平成20年3月期中間配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 179百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 16名	当社取締役 11名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 426株	普通株式 547株
付与日	平成20年1月8日	平成20年10月6日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりませ ん。	権利確定条件は付されておりませ ん。
対象勤務期間	平成19年6月22日 平成20年6月24日	平成20年6月24日 平成21年6月23日
権利行使期間(注)2	平成20年1月9日 平成50年1月8日	平成20年10月7日 平成50年10月6日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. ストック・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。

なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日から起算して1年を経過した日の翌日と定めている（ただし、取締役会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、当該地位を喪失した日から1年以内においても新株予約権を行使することができることとしている。）。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	106	-
付与	-	547
失効	-	-
権利確定	106	410
未確定残	-	137
権利確定後(株)		

前連結会計年度末	320	-
権利確定	106	410
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	426	410

単価情報

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な 評価単価(円)	581,269	285,904

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権
株価変動性(注)1	32.815%
予想残存期間(注)2	15年
予想配当(注)3	4,800円/株
無リスク利率(注)4	1.841%

(注)1. 上場日以後の期間(平成6年10月27日から平成20年10月6日)の株価実績に基づき算出しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成20年3月期中間配当実績及び同期末配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 57,341百万円	退職給付引当金 55,717百万円
共済年金給付負担金 51,567百万円	共済年金給付負担金 47,725百万円
繰越欠損金 37,313百万円	繰越欠損金 42,855百万円
その他 96,187百万円	為替差損 26,558百万円
繰延税金資産小計 242,410百万円	貸倒引当金 16,329百万円
評価性引当額 44,963百万円	その他 99,558百万円
繰延税金資産合計 197,446百万円	繰延税金資産小計 288,744百万円
繰延税金負債	評価性引当額 64,919百万円
圧縮記帳積立金 31,772百万円	繰延税金資産合計 223,824百万円
買収会計に関わる評価アップ 122,961百万円	繰延税金負債
有価証券評価差額金 13,220百万円	圧縮記帳積立金 32,360百万円
前払年金費用 26,286百万円	買収会計に関わる評価アップ 73,387百万円
その他 41,431百万円	その他 72,920百万円
繰延税金負債合計 235,672百万円	繰延税金負債合計 178,668百万円
繰延税金負債の純額 38,225百万円	繰延税金資産の純額 45,156百万円
(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。
流動資産 - 繰延税金資産 32,008百万円	流動資産 - 繰延税金資産 29,675百万円
固定資産 - 繰延税金資産 110,708百万円	固定資産 - 繰延税金資産 128,786百万円
流動負債 - 繰延税金負債 6,547百万円	流動負債 - 繰延税金負債 2,915百万円
固定負債 - 繰延税金負債 174,395百万円	固定負債 - 繰延税金負債 110,389百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
国内の法定実効税率 40.35%	国内の法定実効税率 40.35%
(調整)	(調整)
海外連結子会社の税率差異 9.67%	海外連結子会社の税率差異 12.60%
海外源泉徴収税 1.22%	損金不算入額 3.77%
損金不算入額 2.34%	のれん償却額 10.05%
その他 0.21%	評価性引当額 5.42%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.45%	海外連結子会社の法人所得税の不確実性 3.41%
	その他 1.09%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 51.49%

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社加工食品事業(チルド加工食品事業を除く)及び調味料事業

事業の内容：主として冷凍加工食品及び調味料の製造販売

(2) 企業結合の法的形式

当社加工食品事業及び調味料事業の事業譲渡、並びに連結子会社ジェイティフーズ(株)を含む関係会社の株式譲渡

(3) 結合後企業の名称

株式会社加ト吉(以下、加ト吉)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社食品事業部の機能、当社加工食品事業及び調味料事業の関連子会社を加ト吉に集約することにより、加ト吉は、国内最大級となる冷凍食品事業をはじめとした加工食品事業に加え、高い技術力を持つ調味料事業を有することになり、今後、食品メーカーとしての更なる基盤確立を図るために事業再編を実施しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部売上高	3,362,397	2,639,968	49,063	336,420	21,876	6,409,726	-	6,409,726
(2) セグメント間内部売上 高又は振替高	48,980	35,341	-	115	22,331	106,768	(106,768)	-
計	3,411,378	2,675,309	49,063	336,535	44,207	6,516,495	(106,768)	6,409,726
営業費用	3,189,030	2,469,949	58,707	335,868	33,759	6,087,316	(108,143)	5,979,173
営業利益又は営業損失 ()	222,347	205,359	9,643	666	10,448	429,179	1,374	430,553
資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出								
資産	847,123	3,804,413	111,422	353,283	90,000	5,206,242	(119,028)	5,087,214
減価償却費	83,290	65,397	3,374	4,891	11,606	168,559	(900)	167,658
減損損失	344	345	-	380	-	1,069	2,755	3,825
資本的支出	57,201	48,430	4,257	6,033	14,792	130,715	(1,160)	129,554

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品(商品又は役務を含む)

国内たばこ.....製造たばこ(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場に
おけるたばこ事業を含んでおります。)

海外たばこ.....製造たばこ

医薬.....医薬品

食品.....清涼飲料水、加工食品

その他.....不動産賃貸、リース、エンジニアリング他

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社資産の金額は、以下のとおりであります。その主なものは、当社での余資運用資金(現預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券の一部)、基礎的研究に係る資産、事業の用に供していない土地等であります。

(前連結会計年度) 584,863百万円 (当連結会計年度) 99,421百万円

4. 前連結会計年度、当連結会計年度において、営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前連結会計年度	1,117	-	-	1,419	-	2,537
当連結会計年度	1,088	-	-	2,794	-	3,883

5. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク(株)を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は1,193,178百万円であります。

6. 「海外たばこ」に区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成19年1月1日から平成19年12月31日までを当連結会計年度に計上しております。

当連結会計年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部売上高	3,200,493	3,118,318	56,757	435,966	20,770	6,832,307	-	6,832,307
(2) セグメント間内部売上 高又は振替高	48,389	40,631	-	132	12,043	101,197	(101,197)	-
計	3,248,883	3,158,949	56,757	436,099	32,814	6,933,505	(101,197)	6,832,307
営業費用	3,060,625	2,984,177	55,737	447,550	23,119	6,571,210	(102,709)	6,468,501
営業利益又は営業損失 ()	188,258	174,772	1,020	11,450	9,694	362,294	1,511	363,806
資産、減価償却費、減損損 失及び資本的支出								
資産	788,672	2,700,098	111,518	332,669	87,433	4,020,393	(140,590)	3,879,803
減価償却費	82,933	68,960	3,870	18,293	3,455	177,512	(612)	176,899
減損損失	-	-	-	3,829	-	3,829	12,534	16,364
資本的支出	46,506	59,776	3,425	23,201	1,128	134,037	234	134,272

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品（商品又は役務を含む）

国内たばこ.....製造たばこ（国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場に
おけるたばこ事業を含んでおります。）

海外たばこ.....製造たばこ

医薬.....医薬品

食品.....清涼飲料水、加工食品

その他.....不動産賃貸、リース、エンジニアリング他

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社資産の金額は、以下のとおりであります。その主なものは、当社での余資運用資金（現預金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券の一部）、基礎的研究に係る資産、事業の用に供していない土地等であります。

（前連結会計年度） 99,421百万円 （当連結会計年度） 96,835百万円

4. 前連結会計年度、当連結会計年度において、営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前連結会計年度	1,088	-	-	2,794	-	3,883
当連結会計年度	1,088	94,235	-	10,187	-	105,511

5. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク(株)を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は1,135,319百万円であります。

6. 「海外たばこ」に区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成20年1月1日から平成20年12月31日までを当連結会計年度に計上しております。

7. 会計処理の方法の変更

（連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い）

「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当連結会計年度の営業利益が、「海外たばこ」で94,235百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部売上高	3,711,762	1,678,769	1,019,194	6,409,726	-	6,409,726
(2) セグメント間内部売上高 又は振替高	52,308	181,062	29,211	262,582	(262,582)	-
計	3,764,071	1,859,832	1,048,405	6,672,309	(262,582)	6,409,726
営業費用	3,541,731	1,803,896	897,007	6,242,635	(263,462)	5,979,173
営業利益	222,339	55,936	151,398	429,674	879	430,553
資産	1,160,749	3,436,184	420,169	5,017,103	70,110	5,087,214

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

西欧.....スイス、イギリス、ドイツ

その他.....カナダ、ロシア、マレーシア

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社金額及び内容は「事業の種類別セグメント情報」の「注3.」と同一であります。

当連結会計年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部売上高	3,672,003	2,038,028	1,122,275	6,832,307	-	6,832,307
(2) セグメント間内部売上高 又は振替高	53,334	223,871	39,185	316,391	(316,391)	-
計	3,725,338	2,261,900	1,161,461	7,148,699	(316,391)	6,832,307
営業費用	3,538,898	2,286,087	961,828	6,786,815	(318,314)	6,468,501
営業利益又は営業損失 ()	186,439	24,187	199,632	361,883	1,922	363,806
資産	1,083,961	2,378,679	351,079	3,813,720	66,082	3,879,803

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

西欧.....スイス、イギリス、ドイツ

その他.....カナダ、ロシア、マレーシア

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社金額及び内容は「事業の種類別セグメント情報」の「注3.」と同一であります。

4. 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の営業利益が、「西欧」で94,235百万円減少しております。

なお、当連結会計年度において、営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
当連結会計年度	11,276	94,235	-	105,511

【海外売上高】

前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	西欧	その他	計
海外売上高(百万円)	1,634,920	1,070,540	2,705,461
連結売上高(百万円)			6,409,726

	西欧	その他	計
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	25.5	16.7	42.2

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3. 各区分に属する主な国又は地域

西 欧.....スイス、イギリス、ドイツ

その他.....カナダ、ロシア、マレーシア

4. 海外売上高に、従来、一括表示しておりました「西欧」に係る海外売上高は、連結売上高の10%を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度に含まれている「西欧」の海外売上高及び連結売上高に占める海外売上高の割合は以下のとおりです。

(前連結会計年度) 326,032百万円 (6.8%)

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	西欧	その他	計
海外売上高(百万円)	2,002,738	1,177,113	3,179,852
連結売上高(百万円)			6,832,307
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	29.3	17.2	46.5

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3. 各区分に属する主な国又は地域

西 欧.....スイス、イギリス、ドイツ

その他.....カナダ、ロシア、マレーシア

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	216,707円27銭	1株当たり純資産額	162,087円74銭
1株当たり当期純利益金額	24,916円51銭	1株当たり当期純利益金額	12,880円90銭
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり当期純利益金額	24,916円26銭	1株当たり当期純利益金額	12,879円77銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	238,702	123,400
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	238,702	123,400
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,580	9,580
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	0	0
(うち新株予約権(千株))	(0)	(0)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac社)は、ケベック州税庁より、当社によるRJRナビスコ社(以下、RJR社)からの米国以外のたばこ事業買収以前である平成2年から平成10年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、平成16年8月11日、約13.6億カナダドル(約1,146億円)の即時支払いを求めた課税通知の送付を受けました。</p> <p>JTI-Mac社が即時に、課税額を支払わなかった場合には、事業資産の差し押え等により、通常の事業運営を継続することが困難となる恐れがあったことから同年8月24日、オンタリオ州上級裁判所に“Companies' Creditors Arrangement Act (CCAA:企業債権者調整法)”の申請を行い、平成20年3月31日(当連結会計年度末)現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。</p> <p>なお、JTI-Mac社の当社グループ会社への債務の一部を履行するために、平成18年4月、当社の連結子会社であるオランダ法人JT International Holding B.V.は、同支払額相当の金融機関発行の信用状を、裁判所が指名したモニター(監督人)へ差し入れております。</p> <p>JTI-Mac社が本件に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、平成11年における当社とRJR社との買収時の契約に基づき、当社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJR社(現レイノルズアメリカン社他)に求償できる権利があると考えており、それを実行してまいります。</p> <p>2. 連結子会社であるロシア法人ZA0 JTI Marketing and Sales(以下、JTI M&S社)は、平成16年7月、モスクワ税務署より、平成12年1月から同年12月の期間に係る未納分の税金(VAT等)、利息、加算税の合計で約24億ルーブル(約88億円)の追加支払いを命じる課税通知を受けました。</p> <p>JTI M&S社は、当該課税通知が事実誤認に基づくものであるとして仲裁裁判所へ当該課税通知の無効確認を求める訴訟を提起しました。第一審、控訴審、破毀審では同社の請求は認められませんでした。平成18年4月、最高仲裁裁判所(監督審)は、それまでの下級審の判断を破棄し、本件を仲裁裁判所(第一審)に差し戻す判決を下しました。平成19年10月、仲裁裁判所(第一審)は、JTI M&S社の主張を認め、課税通知を無効とする判決を下し、平成20年2月に控訴仲裁裁判所(控訴審)、同年5月に管区仲裁裁判所(破毀審)は、ともに税務当局の上訴を棄却し、JTI M&S社勝訴の判決を下しました。なお、本判決に対し、税務署側は最高仲裁裁判所(監督審)に上告を申し立てることができます。</p>	<p>1. 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac社)は、ケベック州税庁より、当社によるRJRナビスコ社(以下、RJR社)からの米国以外のたばこ事業買収以前である平成2年から平成10年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、平成16年8月11日、約13.6億カナダドル(約1,064億円)の即時支払いを求めた課税通知の送付を受けました。</p> <p>JTI-Mac社が即時に、課税額を支払わなかった場合には、事業資産の差し押え等により、通常の事業運営を継続することが困難となる恐れがあったことから同年8月24日、オンタリオ州上級裁判所に“Companies' Creditors Arrangement Act (CCAA:企業債権者調整法)”の申請を行い、平成21年3月31日(当連結会計年度末)現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。</p> <p>なお、JTI-Mac社の当社グループ会社への債務の一部を履行するために、平成18年4月、当社の連結子会社であるオランダ法人JT International Holding B.V.は、同支払額相当の金融機関発行の信用状を、裁判所が指名したモニター(監督人)へ差し入れております。</p> <p>JTI-Mac社が本件に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、平成11年における当社とRJR社との買収時の契約に基づき、当社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJR社(現レイノルズアメリカン社他)に求償できる権利があると考えており、それを実行してまいります。</p> <p>2. 連結子会社であるロシア法人ZA0 JTI Marketing and Sales(以下、JTI M&S社)は、平成16年7月、モスクワ税務署より、平成12年1月から同年12月の期間に係る未納分の税金(VAT等)、利息、加算税の合計で約24億ルーブル(約69億円)の追加支払いを命じる課税通知を受けました。</p> <p>JTI M&S社は、当該課税通知が事実誤認に基づくものであるとして仲裁裁判所へ当該課税通知の無効確認を求める訴訟を提起しました。第一審、控訴審、破毀審では同社の請求は認められませんでした。平成18年4月、最高仲裁裁判所(監督審)は、それまでの下級審の判断を破棄し、本件を仲裁裁判所(第一審)に差し戻す判決を下しました。平成19年10月、仲裁裁判所(第一審)は、JTI M&S社の主張を認め、課税通知を無効とする判決を下し、平成20年2月に控訴仲裁裁判所(控訴審)、同年5月に管区仲裁裁判所(破毀審)は、ともに税務当局の上訴を棄却し、JTI M&S社勝訴の判決を下しました。その後、税務当局が最高仲裁裁判所(監督審)に上告しましたが、同年10月に同裁判所が税務当局の上告を受理しないことを決定し、JTI M&S社の勝訴が確定しました。</p>

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>3 . 平成20年7月11日、連結子会社であるGallagher Group Ltd. (旧 Gallagher Group Plc)、Gallagher Ltd. (以下、Gallagher社等) 及び英国公正取引庁 (Office of Fair Trading) との間で、当社による買収以前の Gallagher社等における英国でのたばこ製品小売価格に係る競争法違反の疑いについて、制裁金を支払うこと等を含む早期解決に向けた合意がなされた旨、英国公正取引庁により発表されました。</p> <p>本件合意は、平成15年8月に、英国公正取引庁から Gallagher社等に対して、英国たばこ製品市場における小売販売事業者との取引に関する調査開始の通知を受けていたものに関する事案であり、Gallagher社等は資料の提供等を行うなど、かかる調査に全面的に協力してきました。本件事案については、平成20年4月25日、英国公正取引庁から「Statement of Objections」(違反行為告知書) が発出されていたところですが、当社及び Gallagher社等は、関係法令、事実関係等を総合的に勘案した結果、本件の早期解決に向け、本件合意にいたることが最善の策であると判断いたしました。</p> <p>当社グループは、Gallagher Group Plc (現Gallagher Group Ltd.) の買収に伴い実施したパーチェス法による会計処理において、英国競争法に基づいて制裁金が課されるリスクを評価した上で、既に負債計上しており、当連結会計年度の連結貸借対照表上は流動負債及び固定負債に含めて表示しております。本件合意では英国公正取引庁の調査への協力が求められており、当該調査終了後、Gallagher社等に対する制裁金、約93百万スターリング・ポンド (約130億円) についても、最終的に決定される予定です。なお、本件合意の制裁金の支払金額で決定された場合、当該制裁金と負債計上額との差額、約71百万スターリング・ポンド (約100億円) につきましては、特別利益として計上する予定です。</p> <p>本件合意の対象となった事案は、当社による買収前の Gallagher社等における行為ではありますが、今回の英国公正取引庁からの指摘を重く受け取るとともに、今後とも、コンプライアンス体制の一層の強化に努めてまいります。</p>

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>4. 当社は、平成19年4月18日、連結子会社であるJTI (UK) MANAGEMENT LTD を通じて、英国法上の買収手続であるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国を所在地とするGallaher Group Plc (現Gallaher Group Ltd. (以下、Gallaher社)) の発行済株式を取得し、Gallaher社を完全子会社としました。Gallaher社発行済株式の直接取得企業であるJTI (UK) MANAGEMENT LTDは、米国で一般に認められた会計処理基準を採用しているため、当該企業結合は米国財務会計基準審議会基準書第141号「企業結合」に基づき、パーチェス法により処理しております。</p> <p>なお、当社は、平成19年8月、JTI (UK) MANAGEMENT LTDを組織再編し、連結子会社であるJT International Holding B.V.の子会社としております。</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率</p> <p>被取得企業の名称 Gallaher Group Plc</p> <p>被取得企業の事業の内容 製造たばこの製造・販売</p> <p>企業結合を行った主な理由 Gallaher社を子会社とすることにより、規模の拡大によるスケールメリットの享受、市場及び価格帯においてバランスのとれた競争力のあるブランド・ポートフォリオの構築、技術・流通インフラの強化、及び事業統合による事業成長と効率的事業運営を通じたシナジーの実現が可能となるためであります。</p> <p>企業結合日 平成19年4月18日</p> <p>企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得</p> <p>取得した議決権比率 100%</p> <p>(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 被取得企業の決算日は12月31日であり、平成19年4月18日から平成19年12月31日までの業績を計上しております。</p> <p>(3) 被取得企業の取得原価 75億スターリング・ポンドであり、現金による取得であります。</p>	

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間</p> <p>発生したのれん 1,721,368百万円</p> <p>発生原因 取得原価が、被取得企業から取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため発生したものであります。</p> <p>のれんの償却方法及び償却期間 発生したのれんは、米国財務会計基準審議会基準書第142号「のれん及びその他の無形資産」に基づき、償却を行わず年一回及び公正価値が帳簿価額を下回る恐れを示す事象が発生した都度、減損の有無を判定しております。</p> <p>(5) 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>流動資産： 410,572百万円 固定資産： 2,531,125百万円 資産計： 2,941,697百万円</p> <p>流動負債： 405,712百万円 固定負債： 749,478百万円 負債計： 1,155,191百万円</p> <p>取得原価の配分において、のれん以外の無形資産に配分されたもののうち主なものは商標権523,263百万円であり、その償却期間は20年であります。</p> <p>(注) 上記邦貨額は企業結合日の為替レートで換算しております。従って、固定資産に含まれているのれん(1,791,188百万円)は、(4) に記載の発生したのれん(1,721,368百万円)とは一致していません。</p>	

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>5. 当社は平成20年1月8日、株式公開買付けにより株式会社加ト吉を子会社としました。なお、当社は、平成20年4月18日に同社の議決権のすべてを取得しております。</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率</p> <p>被取得企業の名称 株式会社加ト吉</p> <p>被取得企業の事業の内容 冷凍食品、冷凍水産品等の製造、販売を主な事業内容とし、これに付帯する物流事業のほかホテル事業、外食事業などのサービス事業を展開</p> <p>企業結合を行った主な理由 当該企業結合により両社の経営資源の相互補完効果及び相乗効果が得られることとなり、事業価値の更なる拡大を実現することができると考えております。</p> <p>企業結合日 平成20年1月8日</p> <p>企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得</p> <p>取得した議決権比率 93.89%</p> <p>(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成20年1月1日から平成20年3月31日まで</p> <p>(3) 被取得企業の取得原価 1,086億円であり、現金による取得であります。</p> <p>(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間</p> <p>発生したのれん 41,885百万円</p> <p>発生原因 取得原価が、被取得企業から取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため発生したものであります。</p> <p>のれんの償却方法及び償却期間 償却方法：定額法 償却期間：5年間</p>	

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(5) 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>流動資産： 89,278百万円</p> <p>固定資産： 136,994百万円</p> <p>資産計： 226,273百万円</p> <p>流動負債： 84,812百万円</p> <p>固定負債： 24,532百万円</p> <p>負債計： 109,344百万円</p>	

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. 当社は、平成20年4月18日開催の取締役会において、当社が保有する廃止された社宅並びに未利用倉庫等のうち、売却促進並びに売却価値向上の観点から更地による土地売却が有利であると判断した物件については、現存する建物等の取壊し工事を実施することを決議いたしました。これに伴う取壊し撤去費用を含めた関連損失額は、概ね150億円程度見込んでおり、翌連結会計年度に特別損失として計上する見込みであります。</p> <p>2. 当社は、平成20年4月25日、英国公正取引庁（Office of Fair Trading）から、連結子会社であるGallaher Ltd.に対し、「Statement of Objections」（違反行為告知書）が発出され、当社による買収以前のGallaher Ltd.において、英国におけるたばこ製品の小売価格に関して英国競争法違反の疑いがあるとの指摘を受けました。</p> <p>今回、指摘された事項は、平成15年8月に、英国公正取引庁から旧Gallaher グループに対して、英国たばこ製品市場における小売販売事業者との取引に関する調査開始の通知を受けていたものに関する事案であり、旧Gallaher グループは資料の提供等を行うなど、かかる調査に全面的に協力していたものです。</p> <p>今後、当社及びGallaher Ltd.としては、英国競争法の定めるところにより、違反行為告知書にて指摘された内容等を十分に精査検討した上で、本件に対して適切に対処していく所存です。</p> <p>なお、現時点で、Gallaher Ltd.が英国競争法に違反したとの最終決定がなされているものではありませんが、当社グループは、Gallaher Group Plc（現Gallaher Group Ltd.）の買収に伴い実施したパーチェス法による会計処理において、英国競争法に基づいて制裁金が課されるリスクを評価した上で、一定額を連結貸借対照表の固定負債に計上しております。</p>	<p>1. 当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、盛岡工場、米子工場における製造を平成22年3月末に、小田原工場における製造を平成23年3月末に終了し、計3工場を廃止することを決定いたしました。</p> <p>なお、本件が連結財務諸表に及ぼす影響については、現時点では未確定であります。</p> <p>2. 当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、平成21年6月25日に償還を迎える当社第1回国普通社債（発行金額1,500億円）の償還に際して、その償還資金の一部を国内普通社債の発行により借り換えることを決議し、当該決議に基づき、下記のとおり社債を発行いたしました。</p> <p>第5回一般担保付社債</p> <p>(1) 社債の種類 国内普通社債</p> <p>(2) 社債総額 金1,000億円</p> <p>(3) 利率 年 1.128%</p> <p>(4) 払込金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 発行年月日 平成21年6月3日</p> <p>(7) 償還期限 平成26年6月3日</p> <p>(8) 償還方法 満期一括償還、ただし発行後の買入消却を可能とする</p> <p>(9) 担保 日本たばこ産業株式会社法に基づく一般担保</p> <p>(10) 資金の用途 社債償還資金</p> <p>(11) 財務上の特約 該当条項なし</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回国内普通社債	平成11年6月25日	150,000	150,000 (150,000)	1.98	あり	平成21年 6月25日
当社	第2回国内普通社債	平成19年7月24日	49,996	49,997	1.34	あり	平成22年 7月23日
当社	第3回国内普通社債	平成19年7月24日	40,000	40,000	1.53	あり	平成23年 7月22日
当社	第4回国内普通社債	平成19年7月24日	59,994	59,996	1.68	あり	平成24年 7月24日
JTI(UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	平成10年8月6日	63,054 (63,054) [375百万Eur]	-	5.88	なし	平成20年 8月6日
JTI(UK) Finance Plc	英ポンド建普通社債	平成11年5月21日	68,904 [300百万Gbp]	39,522 (39,522) [300百万Gbp]	6.63	なし	平成21年 5月21日
JTI(UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	平成16年6月10日	134,265 [800百万Eur]	102,673 [800百万Eur]	4.63	なし	平成23年 6月10日
JTI(UK) Finance Plc	英ポンド建普通社債	平成15年2月6日	56,580 [250百万Gbp]	32,733 [250百万Gbp]	5.75	なし	平成25年 2月6日
JTI(UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	平成18年10月2日	83,390 [500百万Eur]	63,974 [500百万Eur]	4.50	なし	平成26年 4月2日
株式会社 加ト吉	第4回国内普通社債	平成16年3月16日	10,000 (10,000)	-	0.99	なし	平成21年 3月16日
その他の社債	-	-	500	1,260 (840)	-	-	-
合計		-	716,686 (73,054)	540,157 (190,363)	-	-	-

(注) 1. 残高の()内は内書きで、1年内償還予定の金額であります。

2. 残高の[]内は内書きで、外貨建社債の金額であります。

3. 連結決算日後5年内における償還予定額は、以下のとおりであります。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
190,187	50,200	142,643	60,050	32,856

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	269,034	113,231	7.9	-
1年以内に返済予定の長期借入金	6,668	26,380	1.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	5,512	8.2	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	396,907	299,563	3.5	平成22年～平成40年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	11,234	13.0	平成22年～平成31年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	672,609	455,921	-	-

(注) 1. 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末日の数値を使用しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	22,910	21,530	944	253,643
リース債務	4,456	3,381	2,015	789

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	1,719,819	1,777,267	1,849,058	1,486,161
税金等調整前四半期純利益金額 (百万円)	49,166	89,591	101,659	21,726
四半期純損益金額(は損失) (百万円)	16,910	52,569	61,974	8,054
1株当たり四半期純損益金額 (は損失)(円)	1,765.17	5,487.36	6,469.12	840.74

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,759	7,090
売掛金	2 50,447	2 49,446
商品	2,251	-
製品	19,539	-
商品及び製品	-	21,266
半製品	120,091	118,789
仕掛品	4,091	3,706
原材料	29,860	-
貯蔵品	8,726	-
原材料及び貯蔵品	-	37,506
前渡金	2 44	2 195
前払費用	2 4,173	2 4,940
繰延税金資産	18,036	15,317
その他	2 13,552	2 21,918
貸倒引当金	15	175
流動資産合計	275,559	280,004
固定資産		
有形固定資産		
建物	452,370	422,323
減価償却累計額	304,663	293,778
建物(純額)	147,707	128,545
構築物	24,275	22,395
減価償却累計額	19,819	18,555
構築物(純額)	4,455	3,839
機械及び装置	334,071	334,208
減価償却累計額	272,233	268,085
機械及び装置(純額)	61,837	66,122
車両運搬具	924	2,527
減価償却累計額	840	1,077
車両運搬具(純額)	84	1,449
工具、器具及び備品	58,482	97,368
減価償却累計額	48,159	66,613
工具、器具及び備品(純額)	10,322	30,754
土地	105,784	101,025
建設仮勘定	6,439	6,833
有形固定資産合計	336,631	338,571

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
無形固定資産		
のれん	10,313	5,156
特許権	561	451
借地権	126	126
商標権	34,207	4,904
意匠権	20	17
ソフトウェア	11,886	10,639
その他	182	165
無形固定資産合計	57,299	21,461
投資その他の資産		
投資有価証券	64,466	39,893
関係会社株式	2,082,509	2,096,524
関係会社出資金	2,877	782
長期貸付金	-	7,294
関係会社長期貸付金	20,640	1,212
長期前払費用	5,309	6,514
繰延税金資産	45,800	51,166
その他	22,718	21,619
貸倒引当金	11,302	7,715
投資その他の資産合計	2,233,018	2,217,293
固定資産合計	2,626,949	2,577,325
資産合計	2,902,509	2,857,330
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,060	13,592
キャッシュ・マネージメント・システム短期借入金	235,118	184,123
1年内償還予定の社債	-	150,000
1年内返済予定の長期借入金	202	20,200
リース債務	-	14,041
未払金	52,245	41,805
未払費用	3,142	2,822
未払たばこ税	47,207	45,357
未払たばこ特別税	10,898	10,470
未払地方たばこ税	57,773	55,847
未払法人税等	44,031	29,623
未払消費税等	11,469	8,148
前受金	144	84
預り金	641	679
前受収益	199	200
賞与引当金	13,056	12,990
その他	2,272	1,171
流動負債合計	493,466	591,159

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
固定負債		
社債	1 299,991	1 149,994
長期借入金	80,760	60,560
リース債務	-	2 8,404
退職給付引当金	200,120	191,264
預り敷金及び保証金	7,969	2 8,567
長期未払金	3,474	1,937
固定負債合計	592,316	420,726
負債合計	1,085,782	1,011,886
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	736,400	736,400
資本剰余金合計	736,400	736,400
利益剰余金		
利益準備金	18,776	18,776
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	46,180	44,734
圧縮記帳特別勘定	3,833	2,413
別途積立金	836,300	916,300
繰越利益剰余金	130,639	93,326
利益剰余金合計	1,035,729	1,075,550
自己株式	74,578	74,578
株主資本合計	1,797,551	1,837,372
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,578	7,627
繰延ヘッジ損益	411	79
評価・換算差額等合計	18,990	7,706
新株予約権	185	364
純資産合計	1,816,727	1,845,443
負債純資産合計	2,902,509	2,857,330

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	2,302,704	2,173,552
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	22,751	21,791
当期製品製造原価	316,673	300,988
当期商品仕入高	31,246	5,312
国たばこ税	588,953	561,359
国たばこ特別税	135,963	129,591
地方たばこ税	724,915	690,943
他勘定振替高	1 743	1 2,796
商品及び製品期末たな卸高	21,791	21,266
不動産事業売上原価	4,686	4,323
売上原価合計	1,802,655	1,690,247
売上総利益	500,048	483,305
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	12,222	13,226
販売促進費	66,354	52,224
特許権使用料	1,263	1,812
運送費及び保管費	22,173	20,164
報酬及び給料手当	30,914	32,219
退職給付費用	4,333	5,432
法定福利費	5,486	5,764
従業員賞与	7,294	7,633
賞与引当金繰入額	7,678	7,429
委託手数料	29,367	25,834
減価償却費	44,377	63,251
研究開発費	5 40,442	5 41,895
その他	39,531	38,729
販売費及び一般管理費合計	311,439	315,617
営業利益	188,608	167,687
営業外収益		
受取利息	4 1,042	4 348
有価証券利息	0	-
受取配当金	4 7,733	4 3,616
関係会社賃貸収入	1,077	989
買収関連費用精算益	4 1,735	-
その他	4 3,777	4 3,507
営業外収益合計	15,367	8,460

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業外費用		
支払利息	2,866	4 3,418
社債利息	3,984	4,700
為替差損	7,340	2,337
たばこ災害援助金	2,004	768
共済年金給付費用	2,333	2,024
貸倒引当金繰入額	4,606	49
その他	3,081	2,648
営業外費用合計	26,217	15,947
経常利益	177,757	160,200
特別利益		
土地売却益	63,092	45,576
その他固定資産売却益	2,969	3
その他	1,998	182
特別利益合計	68,059	45,762
特別損失		
固定資産売却損	2 3,113	2 1,806
固定資産除却損	3 4,774	3 10,119
減損損失	2,755	6 12,534
事業譲渡損	-	4 9,863
成人識別自販機導入費用	7 12,878	7 13,468
冷凍食品回収関連費用	8 5,523	-
その他	756	10,997
特別損失合計	29,802	58,791
税引前当期純利益	216,014	147,172
法人税、住民税及び事業税	71,031	52,588
法人税等調整額	13,837	4,946
法人税等合計	84,869	57,535
当期純利益	131,145	89,637

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
. 原材料費		217,318	71.0	216,143	71.9
. 労務費		25,554	8.4	25,548	8.5
. 経費		62,970	20.6	58,853	19.6
当期総製造費用		305,843	100.0	300,545	100.0
期首半製品たな卸高		131,671		120,091	
期首仕掛品たな卸高		4,337		4,091	
合計		441,852		424,728	
期末半製品たな卸高		120,091		118,789	
期末仕掛品たな卸高		4,091		3,706	
他勘定振替高	1	996		1,244	
当期製品製造原価		316,673		300,988	
項目		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
経費のうち主なものは次のとおりです。					
減価償却費(百万円)			19,671		17,091

(注) 1. 他勘定振替高の主なものは、原材料等の試験用への振替によるものであります。

原価計算の方法

主要製品であるたばこの原価計算は、葉たばこを除骨加工する工程(半製品製造工程)と除骨加工済の半製品から製品を製造する工程に区分した工程別総合原価計算を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	736,400	736,400
当期末残高	736,400	736,400
資本剰余金合計		
前期末残高	736,400	736,400
当期末残高	736,400	736,400
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	18,776	18,776
当期末残高	18,776	18,776
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	7	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	7	-
当期変動額合計	7	-
当期末残高	-	-
圧縮記帳積立金		
前期末残高	46,204	46,180
当期変動額		
圧縮記帳積立金の繰入	5,228	5,415
圧縮記帳積立金の取崩	5,253	6,862
当期変動額合計	24	1,446
当期末残高	46,180	44,734
圧縮記帳特別勘定		
前期末残高	3,181	3,833
当期変動額		
圧縮記帳特別勘定の繰入	3,833	2,413
圧縮記帳特別勘定の取崩	3,181	3,833
当期変動額合計	651	1,419
当期末残高	3,833	2,413
別途積立金		
前期末残高	743,300	836,300
当期変動額		
別途積立金の積立	93,000	80,000
当期変動額合計	93,000	80,000
当期末残高	836,300	916,300

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
繰越利益剰余金		
前期末残高	135,266	130,639
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	7	-
圧縮記帳積立金の繰入	5,228	5,415
圧縮記帳積立金の取崩	5,253	6,862
圧縮記帳特別勘定の繰入	3,833	2,413
圧縮記帳特別勘定の取崩	3,181	3,833
別途積立金の積立	93,000	80,000
剰余金の配当	42,152	49,816
当期純利益	131,145	89,637
当期変動額合計	4,626	37,313
当期末残高	130,639	93,326
利益剰余金合計		
前期末残高	946,737	1,035,729
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	-	-
圧縮記帳積立金の繰入	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-
圧縮記帳特別勘定の繰入	-	-
圧縮記帳特別勘定の取崩	-	-
別途積立金の積立	-	-
剰余金の配当	42,152	49,816
当期純利益	131,145	89,637
当期変動額合計	88,992	39,820
当期末残高	1,035,729	1,075,550
自己株式		
前期末残高	74,578	74,578
当期末残高	74,578	74,578
株主資本合計		
前期末残高	1,708,558	1,797,551
当期変動額		
剰余金の配当	42,152	49,816
当期純利益	131,145	89,637
当期変動額合計	88,992	39,820
当期末残高	1,797,551	1,837,372

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	29,928	18,578
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,349	10,951
当期末残高	18,578	7,627
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	14,580	411
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,168	331
当期末残高	411	79
評価・換算差額等合計		
前期末残高	44,508	18,990
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,518	11,283
当期末残高	18,990	7,706
新株予約権		
前期末残高	-	185
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	185	179
当期末残高	185	364
純資産合計		
前期末残高	1,753,067	1,816,727
当期変動額		
剰余金の配当	42,152	49,816
当期純利益	131,145	89,637
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,332	11,104
当期変動額合計	63,659	28,716
当期末残高	1,816,727	1,845,443

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式移動平均法による原価法によって おります。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの.....決算日の市場価格 等に基づく時価法 によっております。 (評価差額は全部 純資産直入法によ り処理し、売却原価 は移動平均法によ り算定しておりま す。)</p> <p>時価のないもの.....移動平均法による 原価法によってお ります。</p>	<p>子会社株式及び関連会社株式同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの.....同左</p> <p>時価のないもの.....同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ.....時価法によっておりま す。</p>	<p>デリバティブ.....同左</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>総平均法による原価法によっておりま す。 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づ く簿価切下げの方法により算定しており ます。)</p> <p>(会計方針の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (企業会計基準第9号平成18年7月5 日)が平成20年3月31日以前に開始す る事業年度に係る財務諸表から適用で きることになったことに伴い、当事業年 度から同会計基準を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税 引前当期純利益への影響は軽微であり ます。 なお、従来実施していた原材料及び半 製品についての評価減は、当事業年度か ら廃止しております。</p>	<p>総平均法による原価法によっておりま す。 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づ く簿価切下げの方法により算定しており ます。)</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="502 436 933 571"> <tr> <td>建物(建物附属設備を除く)</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>8年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度より、法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="464 1467 933 1612"> <tr> <td>のれん</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>特許権</td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5年</td> </tr> </table>	建物(建物附属設備を除く)	38～50年	機械及び装置	8年	のれん	5年	特許権	8年	商標権	10年	ソフトウェア	5年	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="981 436 1412 571"> <tr> <td>建物(建物附属設備を除く)</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>10年</td> </tr> </table> <p>(追加情報)</p> <p>平成20年度の法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、当事業年度より有形固定資産の耐用年数を変更しており、主たる機械及び装置のたばこ製造設備は8年から10年に耐用年数を変更しております。</p> <p>なお、この変更により、減価償却費は2,623百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2,476百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、主として、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。</p>	建物(建物附属設備を除く)	38～50年	機械及び装置	10年
建物(建物附属設備を除く)	38～50年																	
機械及び装置	8年																	
のれん	5年																	
特許権	8年																	
商標権	10年																	
ソフトウェア	5年																	
建物(建物附属設備を除く)	38～50年																	
機械及び装置	10年																	

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 平成19年6月22日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。これに伴い、打ち切り支給額として確定した未払額(345百万円)については、「長期未払金」に振替えております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段...為替予約 ヘッジ対象...外貨建予定取引 b. ヘッジ手段...通貨オプション ヘッジ対象...外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」に基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替の変動リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法 原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、振当処理によっている為替予約は、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 該当事項はありません。</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法 同左</p>
9. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期貸付金」(前事業年度310百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「有価証券利息」(当事業年度0百万円)は、重要性が減少したため、当事業年度においては「受取利息」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)			当事業年度 (平成21年3月31日)		
1. 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。			1. 同左		
2. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。			2. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。		
関係会社に対する資産 32,793百万円			関係会社に対する資産 35,403百万円		
			関係会社に対する負債 47,955百万円		
3. 「キャッシュ・マネージメント・システム短期借入金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している(株)ジェイティ財務サービス(連結子会社)からの資金の借入であります。			3. 同左		
4. 偶発債務			4. 偶発債務		
関係会社の金融機関からの借入金及び社債に対して次のとおり保証等を行っております。			関係会社の金融機関からの借入金及び社債に対して次のとおり保証等を行っております。		
借入金			借入金		
	百万円			百万円	
JT International Holding B.V.	344,068	(1,055百万Eur) (885百万Gbp)	JT International Holding B.V.	231,434	(1,149百万Gbp) (450百万US\$) (202百万Eur)
(株)ジェイティ財務サービス	75,001		JT International Germany GmbH	15,338	(118百万Eur)
JT International Germany GmbH	17,410	(110百万Eur)	JT International S.A.	13,797	(64百万Chf) (50百万Sit) (44百万Eur) (25百万US\$) (0百万Tnd)
JT International S.A.	13,638	(59百万US\$) (29百万Eur) (28百万Chf) (1百万Tnd) (50百万Sit) (0百万Sgd)	(株)ジェイティ財務サービス	13,000	
JT International Company Netherlands B.V.	11,573	(73百万Eur)	JTI Polska sp.z.o.o.	12,442	(453百万Pln)
JT International Manufacturing (Romania) SA	8,256	(193百万Ron)	その他(44社)	68,048	
JT Tobacco International Taiwan Corp.	5,931	(1,800百万Twd)	計	354,061	
JT International Ukraine	5,715	(288百万Uah)	社債		
JT International (Romania) SRL	5,713	(134百万Ron)		百万円	
JT International AD Senta	5,108	(2,657百万Rsd)	JTI (UK) Finance PLC	255,176	(1,348百万Eur) (569百万Gbp)
			計	255,176	
			(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。		

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
JT International Hellas A.E.B.E.	3,941	(25百万Eur)	
JT International (India) Private Limited	3,459	(1,377百万Inr)	
JT International Spol. s.r.o.	2,696	(428百万Czk)	
JT International Company Ukraine ZAT	2,690	(135百万Uah)	
JT International Marketing and Sales d.o.o.	2,679	(1,394百万Rsd)	
JTI Services Switzerland SA	2,489	(25百万Chf)	
SIA JTI Marketing and Sales	2,484	(10百万Lvl)	
JT International Korea Inc.	2,002	(19,690百万krw)	
JTI-Macdonald TM Corp.	1,904	(19百万Cad)	
LLC Petro	1,143	(268百万Rub)	
その他(24社)	6,208		
計	524,117		
社債			
	百万円		
JTI (UK) Finance PLC	390,095	(1,736百万Eur) (569百万Gbp)	
計	390,095		
(注)上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。			

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																
<p>1. 他勘定振替高は製品・商品の振替で見本用払出等であります。</p> <p>2. 固定資産売却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <p>土地 1,438百万円</p> <p>3. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <p>建物 3,048百万円</p> <p>4. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取利息 694百万円</p> <p>受取配当金 5,676百万円</p> <p>買収関連費用精算益 1,735百万円</p> <p>営業外収益のその他 1,393百万円</p> <p>5. 研究開発費は、総額40,442百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p>	<p>1. 他勘定振替高は、商品及び製品の事業譲渡に伴う譲渡、並びに見本用への振替等であります。</p> <p>2. 固定資産売却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <p>建物 1,199百万円</p> <p>3. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <p>建物 7,311百万円</p> <p>4. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 1,915百万円</p> <p>営業外収益のその他 1,616百万円</p> <p>支払利息 2,087百万円</p> <p>事業譲渡損 9,863百万円</p> <p>5. 研究開発費は、総額41,895百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p>6. 当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">首都圏</td> <td style="text-align: center;">取壊予定の社宅等</td> <td style="text-align: center;">建物及び構築物等</td> <td style="text-align: center;">3,803</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">近畿圏</td> <td style="text-align: center;">取壊予定の社宅等</td> <td style="text-align: center;">建物及び構築物等</td> <td style="text-align: center;">1,940</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td style="text-align: center;">取壊予定の社宅等</td> <td style="text-align: center;">建物及び構築物等</td> <td style="text-align: center;">6,791</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。</p> <p>認識した減損損失の太宗は、当事業年度において、社宅等に係る建物及び構築物について取壊の意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し認識したものであり、その金額は11,993百万円であります。</p> <p>なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。</p> <p>7. 成人識別自販機導入費用は、未成年者喫煙防止を目的として、平成20年に全国導入を予定しているICカード方式成人識別装置システム構築展開費用等並びに当社がリース契約により借り受けている自動販売機を成人識別機能対応機とするために要する費用であります。</p> <p>8. 冷凍食品回収関連費用は、当社子会社であるジェイティフーズ(株)を通じて輸入販売しておりました冷凍食品の一部について自主回収を実施した回収費用等であります。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	3,803	近畿圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	1,940	その他	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	6,791
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)														
首都圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	3,803														
近畿圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	1,940														
その他	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	6,791														

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	419	-	-	419
合計	419	-	-	419

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	419	-	-	419
合計	419	-	-	419

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
[借手側] リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額				[借手側]	
	取得価額相 当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相 当額 (百万円)		
車両及び運搬 具	2,549	1,408	1,140		
工具、器具及び 備品	57,003	27,950	29,052		
その他	974	286	687		
合計	60,527	29,645	30,881		
2. 未経過リース料期末残高相当額					
1年内				15,928百万円	
1年超				16,963百万円	
合計				32,892百万円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額					
支払リース料				18,807百万円	
減価償却費相当額				18,132百万円	
支払利息相当額				846百万円	
4. 減価償却費相当額の算定方法					
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。					
5. 利息相当額の算定方法					
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を 利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法 によっております。					
(減損損失について)					
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の 記載は省略しております。					
				オペレーティング・リース取引	
				オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料	
				1年内	
				5百万円	
				1年超	
				11百万円	
				合計	
				17百万円	

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

種類	前事業年度(平成20年3月31日)			当事業年度(平成21年3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	150,184	128,906	21,277	41,580	20,957	20,622
合計	150,184	128,906	21,277	41,580	20,957	20,622

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>退職給付引当金 29,046百万円</p> <p>共済年金給付負担金 51,567百万円</p> <p>賞与引当金 5,268百万円</p> <p>その他 31,181百万円</p> <p>繰延税金資産合計 117,064百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>圧縮記帳積立金 31,239百万円</p> <p>有価証券評価差額金 10,842百万円</p> <p>その他 11,145百万円</p> <p>繰延税金負債合計 53,227百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 63,836百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>退職給付引当金 29,449百万円</p> <p>共済年金給付負担金 47,725百万円</p> <p>固定資産減損損失 5,258百万円</p> <p>賞与引当金 5,241百万円</p> <p>その他 25,125百万円</p> <p>繰延税金資産小計 112,800百万円</p> <p>評価性引当額 2,768百万円</p> <p>繰延税金資産合計 110,031百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>圧縮記帳積立金 30,260百万円</p> <p>その他 13,287百万円</p> <p>繰延税金負債合計 43,547百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 66,484百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>同左</p>

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略いたします。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	189,616円56銭	1株当たり純資産額	192,595円36銭
1株当たり当期純利益金額	13,689円35銭	1株当たり当期純利益金額	9,356円60銭
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり当期純利益金額	13,689円21銭	1株当たり当期純利益金額	9,355円78銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	131,145	89,637
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	131,145	89,637
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,580	9,580
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	0	0
(うち新株予約権(千株))	(0)	(0)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>当社は、平成20年4月18日開催の取締役会において、当社が保有する廃止された社宅並びに未利用倉庫等のうち、売却促進並びに売却価値向上の観点から更地による土地売却が有利であると判断した物件については、現存する建物等の取壊し工事を実施することを決議いたしました。これに伴う取壊し撤去費用を含めた関連損失額は、概ね150億円程度を見込んでおり、翌事業年度に特別損失として計上する見込みであります。</p>	<p>1. 当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、盛岡工場、米子工場における製造を平成22年3月末に、小田原工場における製造を平成23年3月末に終了し、計3工場を廃止することを決定いたしました。</p> <p>なお、本件が財務諸表に及ぼす影響については、現時点では未確定であります。</p> <p>2. 当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、平成21年6月25日に償還を迎える当社第1回国普通社債（発行金額1,500億円）の償還に際して、その償還資金の一部を国内普通社債の発行により借り換えることを決議し、当該決議に基づき、下記のとおり社債を発行いたしました。</p> <p>第5回一般担保付社債</p> <p>(1) 社債の種類 国内普通社債</p> <p>(2) 社債総額 金1,000億円</p> <p>(3) 利率 年 1.128%</p> <p>(4) 払込金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 発行年月日 平成21年6月3日</p> <p>(7) 償還期限 平成26年6月3日</p> <p>(8) 償還方法 満期一括償還、ただし発行後の買入消却を可能とする</p> <p>(9) 担保 日本たばこ産業株式会社法に基づく一般担保</p> <p>(10) 資金の用途 社債償還資金</p> <p>(11) 財務上の特約 該当事項なし</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	KT&G Corporation	2,864,904	15,326
		(株)ユニマツライフ	3,739,500	3,122
		(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	2,397
		(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	5,015,750	2,387
		(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	1,840
		(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	1,677
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	1,162
		電源開発(株)	213,600	623
		日本電信電話(株)	153,000	570
		東海旅客鉄道(株)	1,000	554
		その他56銘柄	17,135,925	5,760
		計	44,387,280	35,423

【債券】

		銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	転換社債(2銘柄)	80	81
		計	80	81

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	不動産投資信託受益証券	5,891	2,857
		優先出資証券	1,115,540	999
		出資証券	50,000	500
		投資事業有限責任組合出資金(1組合)	100	31
		計	-	4,388

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	452,370	5,592	35,638 (11,999)	422,323	293,778	10,356	128,545
構築物	24,275	205	2,085 (128)	22,395	18,555	516	3,839
機械及び装置	334,071	20,748	20,611	334,208	268,085	14,899	66,122
車両運搬具	924	1,661	59	2,527	1,077	291	1,449
工具、器具及び備品	58,482	44,525	5,638	97,368	66,613	23,283	30,754
土地	105,784	154	4,914 (406)	101,025	-	-	101,025
建設仮勘定	6,439	28,293	27,899	6,833	-	-	6,833
有形固定資産計	982,347	101,181	96,847 (12,534)	986,681	648,110	49,347	338,571
無形固定資産							
のれん	33,095	-	-	33,095	27,938	5,156	5,156
特許権	37,193	34	-	37,227	36,776	144	451
借地権	126	-	-	126	-	-	126
商標権	297,230	357	-	297,588	292,684	29,661	4,904
意匠権	214	-	-	214	197	3	17
ソフトウェア	48,059	3,069	792	50,336	39,697	4,249	10,639
その他	1,013	17	45	985	819	14	165
無形固定資産計	416,932	3,478	837	419,573	398,112	39,229	21,461
長期前払費用	12,504	2,890	1,214	14,179	7,665	1,598	6,514

(注) 1. 工具、器具及び備品の「当期増加額」には、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」を適用したことによる適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の固定資産への計上額(34,206百万円)が含まれております。

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 当期増加額及び当期減少額のうち主な内訳は次のとおりであります。

建物	減少額	廃止社宅等	33,147百万円
機械及び装置	増加額	製造たばこ製造設備等	19,782百万円
	減少額	製造たばこ製造設備等	19,068百万円
工具、器具及び備品	増加額	リース資産等(自動販売機等)	37,700百万円
土地	減少額	廃止社宅等	4,892百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	11,317	229	2,268	1,388	7,890
賞与引当金	13,056	12,990	13,056	-	12,990

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額15百万円及び回収等による取崩額1,373百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成21年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

資産の部

a. 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	1,171
預金の種類	
当座預金	1
普通預金	5,058
定期預金	859
小計	5,918
合計	7,090

b. 売掛金

イ. 相手先別内訳

相手先名	金額（百万円）
JT International S.A.	10,366
ジェイティ飲料（株）	7,073
（株）ローソン	4,361
（株）ファミリーマート	3,510
（株）サークルKサンクス	3,367
その他	20,766
合計	49,446

ロ. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	次期繰越高 （百万円）	回収率（％）	滞留期間（日） (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(B)
50,447	2,278,884	2,279,885	49,446	97.9	365
					8.0

（注）消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記の当期発生高には消費税等が含まれております。

c. たな卸資産

イ. 商品及び製品

	品名	金額(百万円)
商品	特機事業関連商品	87
	その他	47
	小計	134
製品	製造たばこ	18,284
	その他	2,847
	小計	21,132
合計		21,266

ロ. 半製品

	品名	金額(百万円)
	製造たばこ用原料加工済品(除骨葉)	118,789
合計		118,789

ハ. 仕掛品

	品名	金額(百万円)
	製造たばこ	3,659
	その他	47
合計		3,706

ニ. 原材料及び貯蔵品

	品名	金額(百万円)
原材料	葉たばこ	25,653
	その他	3,502
	小計	29,156
貯蔵品	製造たばこ用	3,916
	その他	4,433
	小計	8,350
合計		37,506

d. 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
JT Europe Holding B.V.	1,831,099
株式会社加ト吉	142,718
(株) ジャパンビバレッジ	47,564
鳥居薬品(株)	41,580
日本フィルター工業(株)	12,521
その他	21,041
合計	2,096,524

負債の部

a. 買掛金

相手先名	金額(百万円)
日本フィルター工業(株)	2,434
JT International S.A.	1,324
北海製罐(株)	964
(株) トッパンプロスプリント	866
キーコーヒー(株)	599
その他	7,402
合計	13,592

b. キャッシュ・マネージメント・システム短期借入金

内容は、「2. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(貸借対照表関係)」に記載しております。

c. 社債

内訳は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

d. 退職給付引当金

イ. 退職給付関係

区分	金額(百万円)
退職給付債務	158,059
年金資産	85,541
未認識数理計算上の差異	12,861
未認識過去勤務債務	6,378
前払年金費用	19,707
小計	72,985

□ 共済年金給付関係(注)

区分	金額(百万円)
共済年金給付負担に係る債務額	116,889
未認識数理計算上の差異	1,388
小計	118,278
合計(百万円)	191,264

(注) 「2.財務諸表等(1)財務諸表 重要な会計方針 6.引当金の計上基準(3)退職給付引当金」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る負債額を別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	該当事項なし
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。なお、電子公告は当社ホームページに掲載することとしており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.jti.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1)対象株主 毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された1株以上保有の株主 (2)優待内容 複数の自社商品（グループ会社の商品及び社名入り贈答品・記念品を含む。）から1点贈呈 1株以上5株未満保有の株主 2,000円相当 5株以上保有の株主 3,000円相当

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
平成20年6月24日関東財務局長に提出
事業年度（第23期）（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
- (2) 四半期報告書及び確認書
平成20年8月13日関東財務局長に提出
（第24期第1四半期）（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
平成20年11月14日関東財務局長に提出
（第24期第2四半期）（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
平成21年2月13日関東財務局長に提出
（第24期第3四半期）（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
- (3) 臨時報告書
平成20年6月23日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書です。
平成20年9月19日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書です。
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書
平成21年2月6日関東財務局長に提出
平成20年6月24日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書です。
- (5) 半期報告書の訂正報告書
平成20年5月1日、平成20年6月23日関東財務局長に提出
平成19年12月27日提出の半期報告書に係る訂正報告書です。
- (6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成21年2月6日関東財務局長に提出
平成20年8月13日提出の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書です。
平成21年2月6日関東財務局長に提出
平成20年11月14日提出の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書です。
平成21年3月6日関東財務局長に提出
平成21年2月13日提出の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書です。
- (7) 臨時報告書の訂正報告書
平成20年10月7日関東財務局長に提出
平成20年9月19日提出の臨時報告書に係る訂正報告書です。
- (8) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類
平成21年4月20日関東財務局長に提出
- (9) 訂正発行登録書
平成20年5月1日、平成20年6月23日、平成20年6月24日、平成20年8月13日、平成20年9月19日、平成20年10月7日、平成20年11月14日、平成21年2月6日、平成21年2月13日、平成21年3月6日関東財務局長に提出
平成19年5月25日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書です。
- (10) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付資料
平成21年5月28日関東財務局長に提出
- (11) 発行登録取下届出書（普通社債）
平成21年4月20日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桃木 秀一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp.は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドルの課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」の申請を行い、平成20年3月31日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月23日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗
指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一
指定社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 智

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp.は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドル（約1,064億円）の課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」の申請を行い、平成21年3月31日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本たばこ産業株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本たばこ産業株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桃木 秀一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桃木 秀一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。